

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年3月25日提出
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 隆宏
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園一丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	北添 道生
【電話番号】	03-6453-3610
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	外国株式インデックス・オープン（SMA専用）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

外国株式インデックス・オープン（SMA専用）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
- ②三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（※）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「（８）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

1円以上1円単位とします。

（７）【申込期間】

2026年 3月26日から2026年 9月25日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

＜振替受益権について＞

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

＜受益権の取得申込みの方法＞

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、原則として、営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜申込みコース＞

「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

＜受益権の取得申込みの受付の中止等＞

収益分配金の再投資をする場合を除き、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託

会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜受付不可日＞

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

フランクフルト証券取引所の休業日

ユーロネクスト パリ証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、日本を除く世界の主要国の株式に投資し、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。

<信託金限度額>

上限 3,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MR F	特殊型
	内外	不動産投信	E T F	
		その他資産 ()		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデック ス	特殊型

株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般						
大型株	年2回	(日本を除く)			TOPIX	条件付運用型
中小型株						
	年4回		ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (MSCI コク サイ・イン デックス (配当込 み、円換 算ベース))	ロング・ ショート型/絶 対収益追求型
債券		日本				
一般	年6回	北米				
公債	(隔月)					
社債						
その他債券	年12回	欧州				その他 ()
クレジット属性 ()	(毎月)	アジア				
	日々	オセアニア				
不動産投信	その他 ()	中南米				
その他資産 (投資信託証券 (株式一 般))		アフリカ				
		中近東 (中東)				
資産複合 ()		エマージ ング				
資産配分 固定型						
資産配分 変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われ

ないファンドをいう。

- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

- (1)株式
- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

う。

- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の

資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

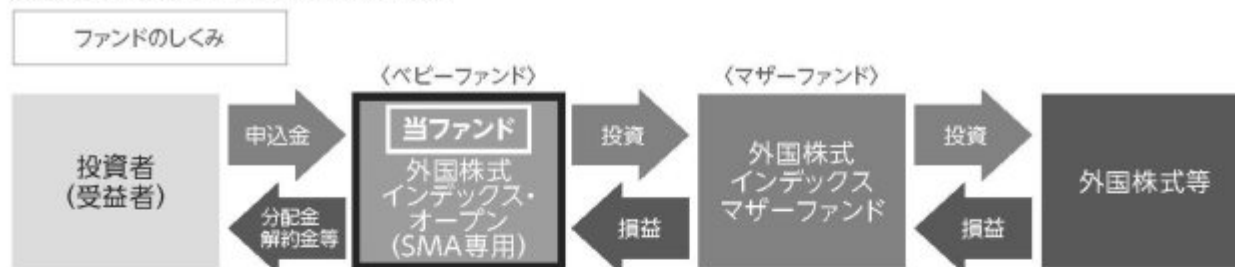
- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

◆ESG分類：当ファンドはESG投信ではありません。

<ファンドの特色>

1. 日本を除く世界の主要国の株式を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。

●原則として、為替ヘッジは行いません。



? ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

＜マザーファンドの概要＞

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
外国株式インデックスマザーファンド	原則として、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）を構成している国の株式	この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

マザーファンドの投資プロセス



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

2. MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指します。

? MSCIコクサイ・インデックスとは

インデックスの概要 (2026年1月末現在)		地域別構成比	
国・地域	22カ国・地域		米国/カナダ
構成銘柄数	1,138銘柄		英国/ドイツ/アイルランド/オランダ/フランス ベルギー/ポルトガル/オーストリア/スペイン デンマーク/イタリア/フィンランド/スイス スウェーデン/ノルウェー
時価総額	約12,274兆円		アジア・オセアニア (2.8%) 香港/シンガポール/オーストラリア ニュージーランド
			中東(0.3%) イスラエル
			北米(79.1%)

(出所)MSCI社のデータをもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※時価総額は当該日の為替データをもとに三井住友トラスト・アセットマネジメントが円換算しています。

※地域別構成比は端数処理の関係で合計値が100%とならない場合があります。

※「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、当社が独自に円換算した指数です。MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.はMSCIコクサイ・インデックスの内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

分配方針

- 原則として、毎年6月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
 - 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益等の全額とします。
 - 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

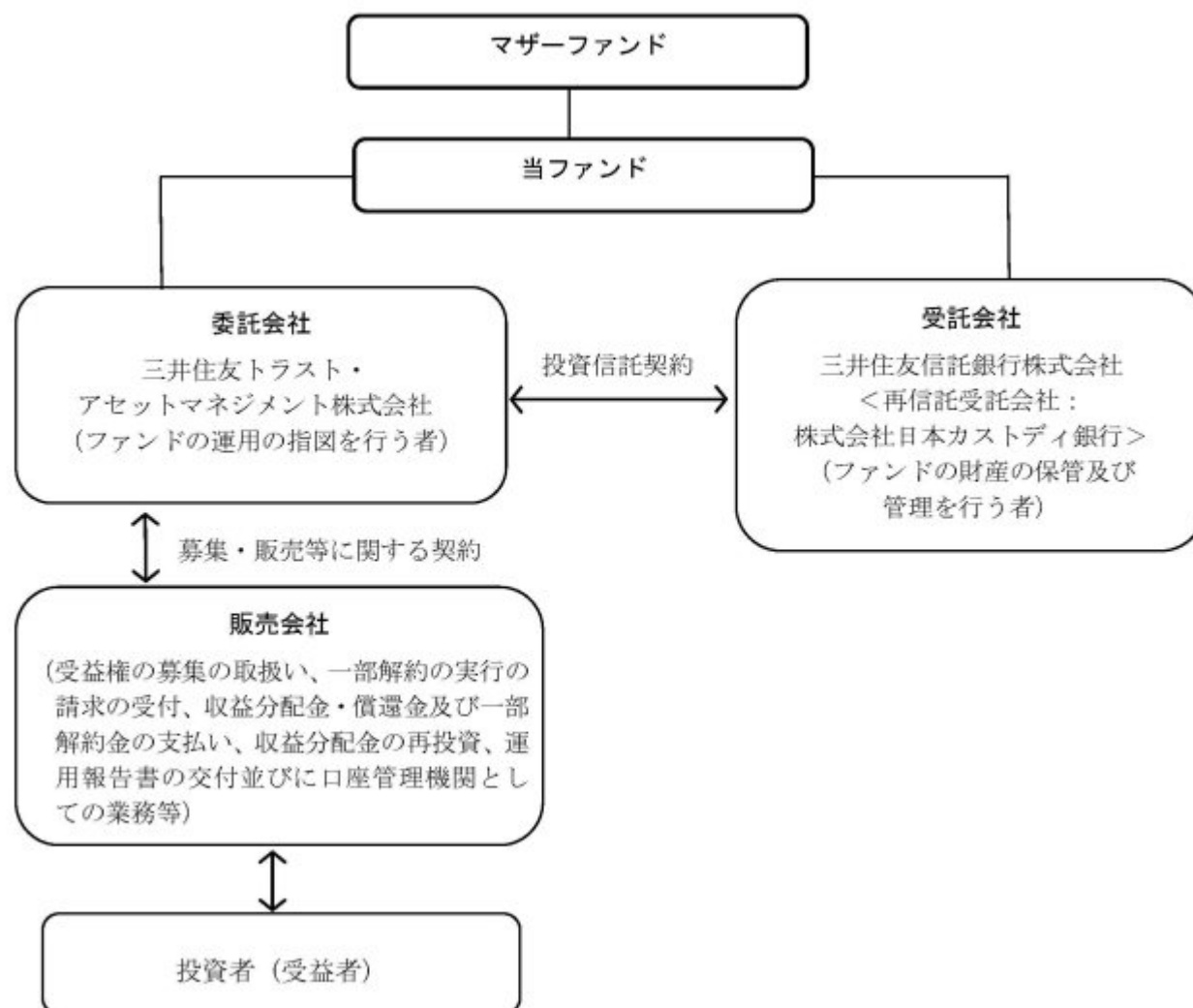
2007年2月16日 本ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

2012年4月 1日 本ファンドの名称を「STAM 外国株式インデックス・オープン（SMA専用）」から「外国株式インデックス・オープン（SMA専用）」に変更

本ファンドの主要投資対象である「住信 外国株式インデックス マザーファンド」の名称を「外国株式インデックス マザーファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み及び関係法人



②委託会社の概況（2026年 1月30日現在）

イ. 資本金の額：20億円

ロ. 委託会社の沿革

1986年11月1日：	住信キャピタルマネジメント株式会社設立
1987年2月20日：	投資顧問業の登録
1987年9月9日：	投資一任契約に係る業務の認可
1990年10月1日：	住信投資顧問株式会社に商号変更
1999年2月15日：	住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
1999年3月25日：	証券投資信託委託業の認可
2007年9月30日：	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）
2012年4月1日：	中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2018年10月1日：	三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継

ハ. 大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

（イ）基本方針

本ファンドは、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

（ロ）運用方法

①投資対象

外国株式インデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

②投資態度

- 1)主として、マザーファンド受益証券に投資し、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
- 2)株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。
- 3)外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
- 4)投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 5)投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、および通貨に係る選択権取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、および通貨に係る先物オプション取引と類似の取引を行うことができます。
- 6)ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- 7)投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- 8)投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、為替先渡取引を行うことができます。

（２）【投資対象】

（イ）本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（ロ）委託者は、信託金を主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された外国株式インデックス マザーファンドの受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

（ハ）委託者は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で第5号の権利の性質を有するもの

- (二) 前記（ロ）の規定にかかわらず、本ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前記（ハ）第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)マザーファンドの概要

「外国株式インデックス マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

原則として、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)を構成している国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①原則としてMSCIコクサイ・インデックスを構成している国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

②株式の組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。

③外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

④投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

⑤有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、および通貨に係る選択権取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、および通貨に係る先物オプション取引と類似の取引を行うことができます。

⑥ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

⑦投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、異なった通貨を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

⑧投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、為替先渡取引を行うことができます。

3. 運用制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

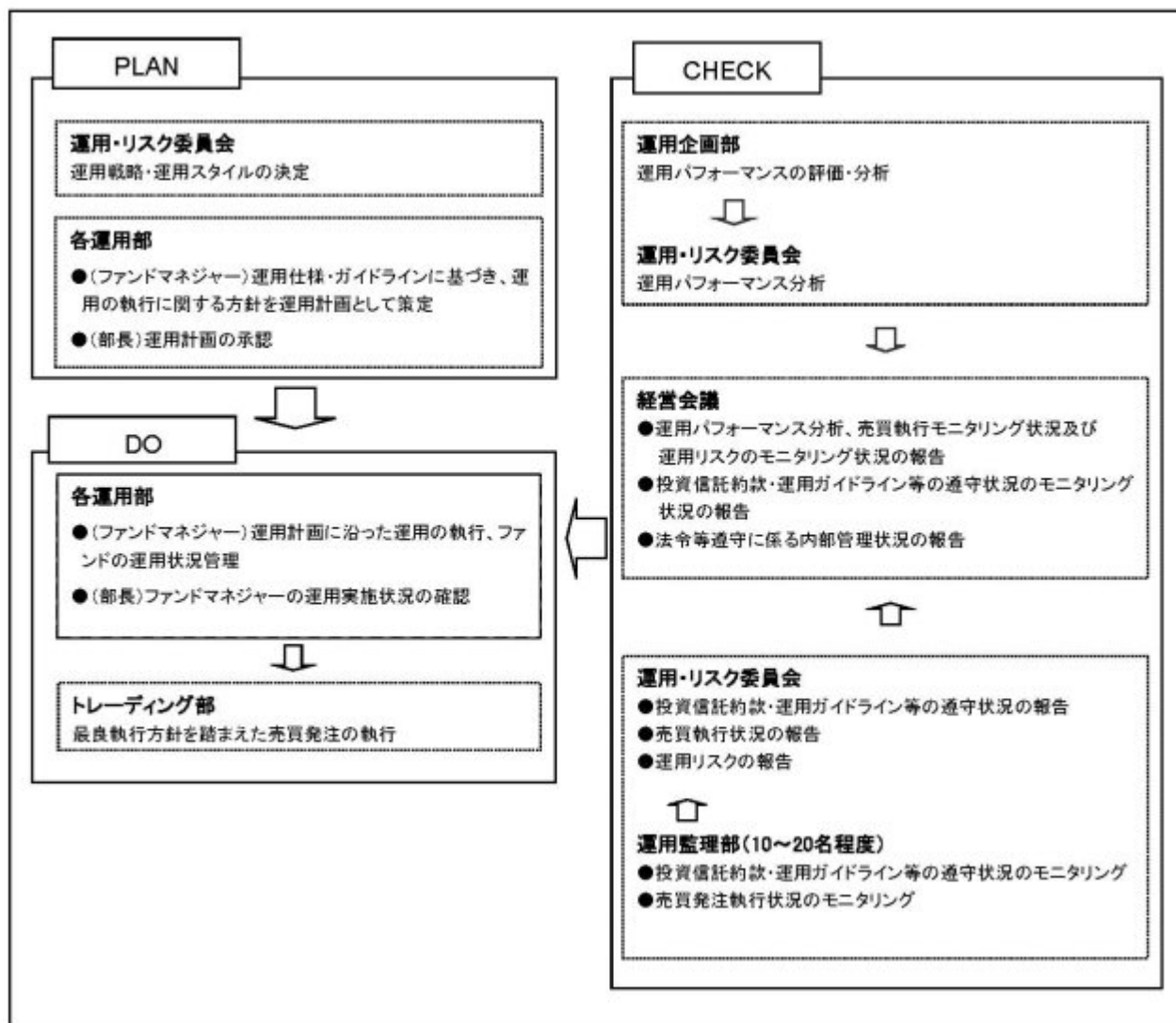
③新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額

の10%以下とします。

- ④同一銘柄の株式への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として、以下の方針にもとづき収益分配を行います。

- ・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・分配金額については、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。
- ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

＜約款に定める投資制限＞

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑤同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑦投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑧委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。（投資信託約款第19条）
- ⑨委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。（投資信託約款第22条）
 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- ⑩委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国

の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）また、委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行うことを指図することができます。（投資信託約款第23条）

- ⑪委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。（投資信託約款第24条）

- ⑫委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、為替先渡取引を行うことを指図することができます。為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の時価総額を超えないものとします。（投資信託約款第25条）

- ⑬委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。（投資信託約款第26条）

1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ⑭委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に係る外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。（投資信託約款第28条）

- ⑮委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。（投資信託約款第35条）

⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

⑪デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

※前記①から⑦における「実質投資割合」とは、本ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、本ファンドの投資信託財産に属する前記①から⑦に掲げる当該各資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該各資産の時価総額のうち本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。また、「本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、本ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。前記⑪、⑫および⑭における「投資信託財産に属するとみなした額」も同様です。

<関連法令に基づく投資制限>

イ. 同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

③ 信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証

券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

④流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

①ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。

②同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

③分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

④ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

⑤ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

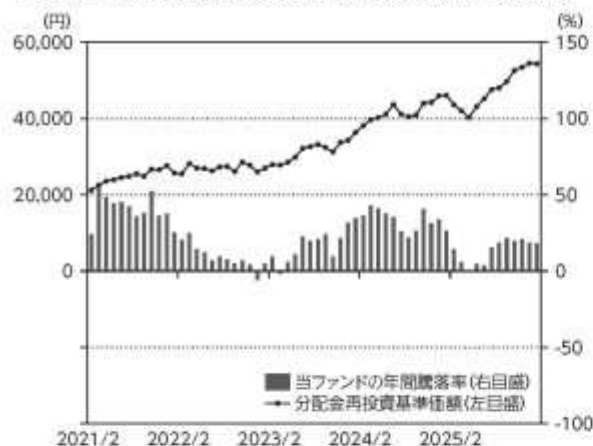
(2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

・運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

【参考情報】

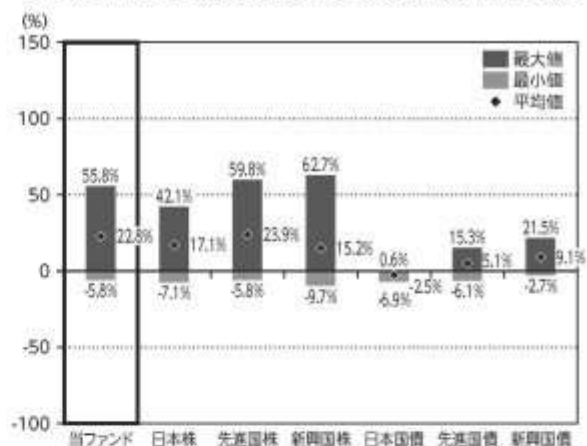
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*2021年2月～2026年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数について

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)	TOPIX (東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を正確に把握するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る権利又は利益は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といふ。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る権利又は利益に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中絶に対し、責任を負いません。本商品が、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイインデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイインデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリーリサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリーリサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリーリサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推薦、販売あるいは販売促進を行っていません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、遅延又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPMorgan Global Bond Index Emerging Markets (円ベース)	本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

<解約手数料>

ありません。

<信託財産留保額>

ご解約時に、信託財産留保額（※）の控除はありません。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

- ①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.55%（税抜 0.5%）（※）を乗じて得た額とします（信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.198% (税抜 0.18%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.275% (税抜 0.25%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.077% (税抜 0.07%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

- ②信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合があります。）。
- ②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。
- ③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、先物取引・オプション取引に要する費用（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合があります。）。
- ④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率（内 訳）
2037年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

ロ．一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ．の表の通りです。

ハ．損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

ニ．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率 （所得税のみ）
2037年12月31日まで	15.315%
2038年1月1日以降	15%

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

③個別元本について

イ．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

ロ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ．ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異な

る場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

- ニ、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
- （「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

- 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 受益者が収益分配金を受け取る際、
- イ、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※上記は、2026年 1月30日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.59%	0.56%	0.03%

※対象期間は2024年6月26日～2025年6月25日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

以下は、2026年1月30日現在の状況について記載してあります。

【外国株式インデックス・オープン（SMA専用）】

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	4,424,973,998	99.95
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	2,211,285	0.05
合計（純資産総額）		4,427,185,283	100.00

（注1）国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

（注2）投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率 (%)
------	----	-----	----	------------	------------	-----------	-----------	----------

日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス マザーファンド	505,070,596	7.2940	3,683,984,928	8.7611	4,424,973,998	99.95
----	-----------	--------------------	-------------	--------	---------------	--------	---------------	-------

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.95
合計	99.95

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

		純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10期計算期間末	(2016年 6月27日)	3,069,270,560	3,069,270,560	10,957	10,957
第11期計算期間末	(2017年 6月26日)	3,966,070,618	3,966,070,618	14,571	14,571
第12期計算期間末	(2018年 6月25日)	4,233,338,773	4,233,338,773	16,047	16,047
第13期計算期間末	(2019年 6月25日)	4,607,074,442	4,607,074,442	16,607	16,607
第14期計算期間末	(2020年 6月25日)	5,718,623,893	5,718,623,893	16,757	16,757
第15期計算期間末	(2021年 6月25日)	7,028,917,596	7,028,917,596	24,555	24,555
第16期計算期間末	(2022年 6月27日)	6,100,874,696	6,100,874,696	26,363	26,363
第17期計算期間末	(2023年 6月26日)	5,230,855,461	5,230,855,461	31,536	31,536
第18期計算期間末	(2024年 6月25日)	5,965,936,670	5,965,936,670	43,141	43,141
第19期計算期間末	(2025年 6月25日)	4,596,779,877	4,596,779,877	44,707	44,707
	2025年 1月末日	5,107,322,629	—	46,088	—
	2月末日	4,653,401,140	—	43,642	—
	3月末日	4,458,365,580	—	42,056	—
	4月末日	4,308,654,990	—	40,265	—
	5月末日	4,579,390,526	—	43,148	—
	6月末日	4,627,049,058	—	45,179	—
	7月末日	4,183,297,572	—	47,661	—
	8月末日	4,212,652,163	—	48,031	—
	9月末日	4,539,235,553	—	49,761	—
	10月末日	4,500,589,342	—	52,620	—
	11月末日	4,653,959,994	—	53,437	—
	12月末日	4,637,338,729	—	54,491	—
	2026年 1月末日	4,427,185,283	—	54,402	—

②【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金（円）
第10期計算期間	2015年 6月26日～2016年 6月27日	0
第11期計算期間	2016年 6月28日～2017年 6月26日	0
第12期計算期間	2017年 6月27日～2018年 6月25日	0
第13期計算期間	2018年 6月26日～2019年 6月25日	0
第14期計算期間	2019年 6月26日～2020年 6月25日	0
第15期計算期間	2020年 6月26日～2021年 6月25日	0
第16期計算期間	2021年 6月26日～2022年 6月27日	0
第17期計算期間	2022年 6月28日～2023年 6月26日	0
第18期計算期間	2023年 6月27日～2024年 6月25日	0
第19期計算期間	2024年 6月26日～2025年 6月25日	0

③【収益率の推移】

	期 間	収益率（％）
第10期計算期間	2015年 6月26日～2016年 6月27日	△24.3
第11期計算期間	2016年 6月28日～2017年 6月26日	33.0
第12期計算期間	2017年 6月27日～2018年 6月25日	10.1
第13期計算期間	2018年 6月26日～2019年 6月25日	3.5
第14期計算期間	2019年 6月26日～2020年 6月25日	0.9
第15期計算期間	2020年 6月26日～2021年 6月25日	46.5
第16期計算期間	2021年 6月26日～2022年 6月27日	7.4
第17期計算期間	2022年 6月28日～2023年 6月26日	19.6
第18期計算期間	2023年 6月27日～2024年 6月25日	36.8
第19期計算期間	2024年 6月26日～2025年 6月25日	3.6
第20期中間計算期間	2025年 6月26日～2025年12月25日	21.8

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第10期計算期間	2015年 6月26日～2016年 6月27日	2,205,290,009	46,996,386,835	2,801,305,696
第11期計算期間	2016年 6月28日～2017年 6月26日	1,018,474,185	1,097,814,973	2,721,964,908
第12期計算期間	2017年 6月27日～2018年 6月25日	698,725,638	782,564,566	2,638,125,980
第13期計算期間	2018年 6月26日～2019年 6月25日	720,602,853	584,552,400	2,774,176,433
第14期計算期間	2019年 6月26日～2020年 6月25日	1,307,299,105	668,771,581	3,412,703,957
第15期計算期間	2020年 6月26日～2021年 6月25日	840,626,066	1,390,867,670	2,862,462,353
第16期計算期間	2021年 6月26日～2022年 6月27日	539,199,405	1,087,448,292	2,314,213,466
第17期計算期間	2022年 6月28日～2023年 6月26日	367,979,051	1,023,502,955	1,658,689,562
第18期計算期間	2023年 6月27日～2024年 6月25日	347,938,330	623,720,700	1,382,907,192
第19期計算期間	2024年 6月26日～2025年 6月25日	267,502,188	622,219,053	1,028,190,327
第20期中間計算期間	2025年 6月26日～2025年12月25日	165,562,256	342,725,263	851,027,320

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考)

外国株式インデックス マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	712,284,040,986	70.35
	イギリス	38,428,007,779	3.80
	カナダ	37,010,011,487	3.66
	スイス	27,595,953,596	2.73
	ドイツ	24,683,560,256	2.44
	フランス	24,293,901,189	2.40
	オランダ	18,788,102,497	1.86
	アイルランド	17,145,373,311	1.69
	オーストラリア	16,204,031,618	1.60
	スペイン	9,959,413,676	0.98
	スウェーデン	9,026,488,166	0.89
	イタリア	7,501,049,426	0.74
	デンマーク	5,292,522,694	0.52
	香港	4,045,623,798	0.40
	シンガポール	3,890,154,634	0.38
	フィンランド	3,040,850,974	0.30
	イスラエル	2,953,114,669	0.29
	ベルギー	2,351,890,695	0.23
	ケイマン	1,805,554,306	0.18
	ノルウェー	1,642,487,841	0.16
	ルクセンブルク	1,631,577,985	0.16
	ジャージー	1,370,254,673	0.14
	リベリア	1,091,867,584	0.11
	バミューダ	1,045,421,731	0.10
	キュラソー	903,965,784	0.09
	オーストリア	730,408,442	0.07
	ニュージーランド	570,787,269	0.06
	ポルトガル	500,673,048	0.05
	パナマ	415,746,599	0.04
	マン島	65,048,582	0.01
	小計	976,267,885,295	96.42
新株予約権証券	カナダ	—	—
投資信託受益証券	オーストラリア	80,208,536	0.01
	香港	72,468,648	0.01
	小計	152,677,184	0.02

投資証券	アメリカ	12,974,421,876	1.28
	オーストラリア	939,182,055	0.09
	フランス	372,758,704	0.04
	シンガポール	256,984,222	0.03
	イギリス	238,618,313	0.02
	香港	175,835,289	0.02
	小計	14,957,800,459	1.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	21,113,684,503	2.09
合計(純資産総額)		1,012,492,047,441	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の 種類	買建 ／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資 比率 （％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	16,171,314,773	1.60
	買建	カナダ	520,454,323	0.05
	買建	ドイツ	2,812,429,638	0.28
	買建	イギリス	1,053,607,653	0.10
	買建	オーストラリア	599,785,275	0.06

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。この
ような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価し
ております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

資産の 種類	買建 ／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資 比率 （％）
為替予約取引	買建	—	1,066,238,685	0.11

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値
が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表され
ている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 （％）
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半 導体製造装 置	1,953,176	20,733.34	40,495,869,510	29,581.08	57,777,068,401	5.71
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	1,192,835	30,796.53	36,735,187,451	39,687.30	47,340,406,221	4.68
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェ ア・サービ ス	567,588	70,304.05	39,903,740,694	66,611.61	37,807,950,497	3.73
アメリカ	株式	AMAZON.COM	一般消費 財・サービ ス流通・小 売り	771,627	31,475.87	24,287,634,103	37,144.23	28,661,492,151	2.83

アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	467,983	26,483.30	12,393,734,652	51,975.49	24,323,648,077	2.40
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	392,806	26,640.03	10,464,365,274	52,038.49	20,441,033,303	2.02
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	173,925	98,906.33	17,202,283,828	113,448.71	19,731,567,687	1.95
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	360,356	36,845.63	13,277,545,104	50,819.97	18,313,281,758	1.81
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	227,178	54,807.44	12,451,046,604	64,008.60	14,541,347,912	1.44
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	221,019	40,487.87	8,948,589,291	47,084.49	10,406,568,487	1.03
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	64,676	110,593.71	7,152,758,905	157,369.35	10,178,020,236	1.01
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	110,610	77,325.56	8,552,980,376	73,263.55	8,103,681,420	0.80
アメリカ	株式	EXXON MOBIL	エネルギー	342,670	15,690.22	5,376,568,579	21,590.76	7,398,507,991	0.73
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	136,537	55,289.94	7,549,122,701	50,984.38	6,961,255,384	0.69
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	31,011	121,136.78	3,756,572,808	218,565.11	6,777,922,936	0.67
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	192,003	23,430.07	4,498,645,036	34,925.38	6,705,778,005	0.66
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	351,879	14,944.97	5,258,821,662	18,041.22	6,348,326,664	0.63
アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY	半導体・半導体製造装置	90,221	15,396.51	1,389,089,412	66,963.49	6,041,513,158	0.60
アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	金融サービス	68,029	88,623.40	6,028,961,618	83,549.55	5,683,792,459	0.56
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	35,328	155,758.99	5,502,653,796	146,421.07	5,172,763,822	0.51
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	129,314	17,331.31	2,241,181,203	38,749.97	5,010,914,759	0.49
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	140,853	28,142.82	3,964,001,894	33,871.27	4,770,870,529	0.47
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	565,585	6,770.25	3,829,157,276	8,156.27	4,613,065,552	0.46
アメリカ	株式	HOME DEPOT	一般消費財・サービス流通・小売り	80,488	56,557.05	4,552,163,961	57,132.32	4,598,466,542	0.45
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	189,886	25,722.71	4,884,383,773	23,033.63	4,373,764,626	0.43
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	341,830	18,570.11	6,347,823,545	12,778.36	4,368,028,713	0.43
アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア・サービス	182,595	19,355.44	3,534,206,626	23,334.80	4,260,819,194	0.42
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	154,582	20,782.51	3,212,602,734	26,305.05	4,066,288,074	0.40
スイス	株式	ROCHE HOLDING GENUSS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	56,949	52,143.06	2,969,495,637	69,507.57	3,958,386,604	0.39
アメリカ	株式	GE AEROSPACE	資本財	85,996	37,515.54	3,226,187,170	45,922.82	3,949,179,482	0.39

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	3.73
		素材	3.49
		資本財	8.00
		商業・専門サービス	1.13
		運輸	1.37
		自動車・自動車部品	1.94
		耐久消費財・アパレル	0.87
		消費者サービス	1.66
		メディア・娯楽	7.74
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.77
		生活必需品流通・小売り	1.68
		食品・飲料・タバコ	2.50
		家庭用品・パーソナル用品	1.12
		ヘルスケア機器・サービス	2.91
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.65
		銀行	6.84
		金融サービス	6.63
		保険	2.77
		エクイティ不動産投資信託（REIT）	0.02
		ソフトウェア・サービス	8.11
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.60
		電気通信サービス	1.14
		公益事業	2.63
		半導体・半導体製造装置	11.84
		不動産管理・開発	0.27
		小計	
新株予約権証券	—	—	—
投資信託受益証券	—	—	0.02
投資証券	—	—	1.48
合計			97.91

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	通貨	簿価金額 (現地通貨)	帳簿価額 (円)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
-------	----	-----	-------	---------------	----	----	----------------	-------------	----------------	-------------	-----------------

株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P 500 EMIN	買建	301	アメリカドル	103,888,084.6	15,963,443,079	105,240,887.5	16,171,314,773	1.60
	カナダ	モントリオール取引所	S&P/TSE 60	買建	12	カナダドル	4,490,006	510,423,882	4,578,240	520,454,323	0.05
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	SWISS MKT IX	買建	33	スイスフラン	4,293,041	859,939,042	4,317,390	864,816,390	0.09
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	DJ EURO STOXX	買建	180	ユーロ	10,460,561	1,918,048,465	10,621,800	1,947,613,248	0.19
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 FUTU	買建	25	オーストラリアドル	5,404,100	583,426,636	5,555,625	599,785,275	0.06
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FTSE 100	買建	49	イギリスポンド	4,825,398.75	1,021,729,931	4,975,950	1,053,607,653	0.10

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	アメリカドル	買建	5,300,000.00	811,887,000	814,174,820	0.08
	ユーロ	買建	610,000.00	111,847,160	111,835,875	0.01
	スイスフラン	買建	700,000.00	140,219,100	140,227,990	0.01

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

《参考情報》

交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

当初設定日：2007年2月16日
作成基準日：2026年1月30日

基準価額・純資産の推移



基準価額	54,402円
純資産総額	44.27億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2021年6月	0円
2022年6月	0円
2023年6月	0円
2024年6月	0円
2025年6月	0円
設定来 分配金合計額	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金を支払わない場合があります。

※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

主要な資産の状況

銘柄名	国/地域	種類	業種	実質投資比率
NVIDIA CORP	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	5.7%
APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.7%
MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	3.7%
AMAZON.COM	アメリカ	株式	一般消費財・サービス流通・小売り	2.8%
ALPHABET INC-CL A	アメリカ	株式	メディア・娯楽	2.4%
ALPHABET INC-CL C	アメリカ	株式	メディア・娯楽	2.0%
META PLATFORMS INC-CLASS A	アメリカ	株式	メディア・娯楽	1.9%
BROADCOM INC	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	1.8%
TESLA INC	アメリカ	株式	自動車・自動車部品	1.4%
JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	銀行	1.0%

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2026年は年初から作成基準日までの収益率です。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

＜申込手続＞

受益権取得申込者は、販売会社と投資一任契約を締結されている投資者等に限るものとし、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

<申込コース>

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」（※）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

<申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として、営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎたお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込単位>

1円以上1円単位とします。

<申込価額>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

<申込手数料>

ありません。

<申込代金の支払い>

販売会社が定める期日までにお支払いください。

<受付不可日>

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

フランクフルト証券取引所の休業日

ユーロネクスト パリ証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

<申込受付の中止等>

収益分配金を再投資する場合を除き、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

<その他>

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係

る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

2【換金（解約）手続等】

<一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

<一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として、営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<一部解約単位>

1口以上1口単位とします。

<解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

<一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

<受付不可日>

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないもの

とします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

フランクフルト証券取引所の休業日

ユーロネクスト パリ証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

<一部解約受付の中止等>

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記<解約価額>の規定に準じて計算された価額とします。

<一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控

除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額の算出頻度＞

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

＜主要な投資対象資産の評価方法＞

①マザーファンド受益証券の評価方法

原則として、本ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主要な投資対象資産である株式の評価方法

原則として、取引所における計算時において知り得る直近の日（外国で取引されているものについては、原則として、本ファンドの基準価額計算日の前日）の最終相場で評価します。

③外貨建資産等の円換算

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における本ファンドの基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則として、わが国における本ファンドの基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜基準価額の照会方法＞

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします。（2007年 2月16日設定）

ただし、下記「(5)その他 ＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

原則として、毎年6月26日から翌年6月25日までとします。

ただし、第1計算期間は、2007年2月16日から2007年6月25日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞

（１）投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

- ・受益権の口数が５億口を下回ることとなった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

（２）投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）における公告等の手続き

委託会社は上記（１）①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの繰上償還について、あらかじめ、ファンドを繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

②上記①の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

③上記②の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、ファンドの繰上償還を行いません。

④委託会社は、このファンドの繰上償還を行わないこととしたときは、ファンドの繰上償還を行わない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑤ファンドの繰上償還において、上記②から④までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

＜投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き＞

（１）投資信託約款の変更

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続きに従います。

（２）重大な投資信託約款の変更における公告等の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

- ①委託会社は、ファンドの重大な約款変更について、あらかじめ、変更をしようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ②上記①の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ③上記②の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、当該約款変更を行いません。
- ④委託会社は、当該約款変更を行わないこととしたときは、約款変更を行わない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

- ①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記<投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き>に従い、新受託会社を選任します。
- ②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

<反対者の買取請求権>

ファンドの償還又は重大な約款変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

<運用報告書>

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

<関係法人との契約の更改手続き>

- ・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約
当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

<公告>

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

<混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名

義で混蔵寄託することができるものとします。

＜投資信託財産の登記等及び記載等の留保等＞

- ①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。
- ②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金に対する請求権

- ①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③上記②の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。
- ④上記②に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑤受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

- ①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2024年6月26日から2025年6月25日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【外国株式インデックス・オープン（SMA専用）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第18期 (2024年 6月25日現在)	第19期 (2025年 6月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,126,681	18,178,225
親投資信託受益証券	5,962,947,773	4,594,497,810
未収入金	49,065,930	21,899,768
未収利息	39	232
流動資産合計	6,033,140,423	4,634,576,035
資産合計	6,033,140,423	4,634,576,035
負債の部		
流動負債		
未払解約金	51,568,432	24,638,502
未払受託者報酬	2,147,456	1,801,972
未払委託者報酬	13,191,467	11,069,191
その他未払費用	296,398	286,493
流動負債合計	67,203,753	37,796,158
負債合計	67,203,753	37,796,158
純資産の部		
元本等		
元本	1,382,907,192	1,028,190,327
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,583,029,478	3,568,589,550
（分配準備積立金）	2,817,930,208	1,891,824,569
元本等合計	5,965,936,670	4,596,779,877
純資産合計	5,965,936,670	4,596,779,877
負債純資産合計	6,033,140,423	4,634,576,035

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期 自 2023年 6月27日 至 2024年 6月25日	第19期 自 2024年 6月26日 至 2025年 6月25日
営業収益		
受取利息	3,366	35,328
有価証券売買等損益	1,756,467,667	293,759,078
営業収益合計	1,756,471,033	293,794,406
営業費用		
支払利息	2,598	-
受託者報酬	4,151,284	4,012,669
委託者報酬	25,500,622	24,649,153
その他費用	296,398	286,493
営業費用合計	29,950,902	28,948,315
営業利益又は営業損失（△）	1,726,520,131	264,846,091
経常利益又は経常損失（△）	1,726,520,131	264,846,091
当期純利益又は当期純損失（△）	1,726,520,131	264,846,091
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	229,671,842	68,471,058
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,572,165,899	4,583,029,478
剰余金増加額又は欠損金減少額	870,509,870	836,645,433
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	870,509,870	836,645,433
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,356,494,580	2,047,460,394
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,356,494,580	2,047,460,394
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,583,029,478	3,568,589,550

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

	第18期 (2024年 6月25日現在)	第19期 (2025年 6月25日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,382,907,192口	1,028,190,327口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)4.3141円 (43,141円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)4.4707円 (44,707円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期 自 2023年 6月27日 至 2024年 6月25日			第19期 自 2024年 6月26日 至 2025年 6月25日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	87,731,203円	費用控除後の配当等収益額	A	61,152,189円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,409,117,086円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	135,222,844円
収益調整金額	C	1,864,600,901円	収益調整金額	C	1,786,631,803円
分配準備積立金額	D	1,321,081,919円	分配準備積立金額	D	1,695,449,536円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,682,531,109円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,678,456,372円
当ファンドの期末残存口数	F	1,382,907,192口	当ファンドの期末残存口数	F	1,028,190,327口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	33,860円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	35,776円
1万口当たり分配金額	H	－円	1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第19期 自 2024年 6月26日 至 2025年 6月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第19期 (2025年 6月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第18期 自 2023年 6月27日 至 2024年 6月25日	第19期 自 2024年 6月26日 至 2025年 6月25日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,658,689,562円	1,382,907,192円
期中追加設定元本額	347,938,330円	267,502,188円
期中一部解約元本額	623,720,700円	622,219,053円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第18期 (2024年 6月25日現在)	第19期 (2025年 6月25日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,563,809,099	222,322,671
合計	1,563,809,099	222,322,671

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	外国株式インデックス マザーファンド	640,330,278	4,594,497,810	
合計		640,330,278	4,594,497,810	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

外国株式インデックス マザーファンド

貸借対照表

	2025年 6月25日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	13,185,434,826
コール・ローン	440,000,729
株式	808,462,357,771
投資信託受益証券	134,415,719
投資証券	14,403,589,417
派生商品評価勘定	276,319,374
未収入金	124,841,236
未収配当金	737,446,425
未収利息	5,633
差入委託証拠金	5,601,813,654
流動資産合計	843,366,224,784
資産合計	843,366,224,784
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	33,075,632
前受金	242,392,365
未払解約金	392,083,045
流動負債合計	667,551,042
負債合計	667,551,042
純資産の部	
元本等	
元本	117,445,943,419
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	725,252,730,323
元本等合計	842,698,673,742
純資産合計	842,698,673,742
負債純資産合計	843,366,224,784

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2025年 6月25日現在
1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)新株予約権証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(金融商品取引所等に上場されるまでの間は、気配相場又は取得価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。 (3)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。 (4)投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。 (1)先物取引

	2025年 6月25日現在
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
4.収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 株式及び投資証券は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 (3)為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	2025年 6月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	117,445,943,419口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 7.1752円 (1万口当たり純資産額) (71,752円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	2025年 6月25日現在
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引及び為替予約取引を行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	2025年 6月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券

	2025年 6月25日現在
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	2025年 6月25日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年 6月26日
期首元本額	115,656,611,339円
期中追加設定元本額	17,044,144,132円
期中一部解約元本額	15,254,812,052円
期末元本額	117,445,943,419円
期末元本額の内訳	
S B I 資産設計オープン（資産成長型）	1,256,215,213円
S B I 資産設計オープン（分配型）	4,965,920円
SMT グローバル株式インデックス・オープン	33,994,440,357円
世界経済インデックスファンド	15,881,567,358円
外国株式インデックス・オープン	828,251,486円
DCマイセクション25	493,872,494円
DCマイセクション50	2,875,353,063円
DCマイセクション75	3,847,467,349円
DC外国株式インデックス・オープン	13,907,487,915円
DCマイセクションS25	410,715,058円
DCマイセクションS50	2,066,680,835円
DCマイセクションS75	2,446,933,242円
DCターゲット・イヤー ファンド2025	3,496,847円
DCターゲット・イヤー ファンド2035	106,208,003円
DCターゲット・イヤー ファンド2045	91,003,681円
DC世界経済インデックスファンド	8,749,169,348円
外国株式インデックス・オープン（SMA専用）	640,330,278円
マイセクション50VA1（適格機関投資家専用）	1,390,416円
マイセクション75VA1（適格機関投資家専用）	2,631,851円
外国株式インデックス・オープンVA1（適格機関投資家専用）	11,605,348円
バランス30VA1（適格機関投資家専用）	3,755,677円
バランス50VA1（適格機関投資家専用）	15,445,213円
バランス25VA2（適格機関投資家専用）	4,191,469円
バランス50VA2（適格機関投資家専用）	14,975,925円
バランスA（25）VA1（適格機関投資家専用）	62,862,022円
バランスB（37.5）VA1（適格機関投資家専用）	86,738,331円
バランスC（50）VA1（適格機関投資家専用）	717,901,046円
世界バランスVA1（適格機関投資家専用）	49,950,617円
世界バランスVA2（適格機関投資家専用）	9,641,321円
バランスD（35）VA1（適格機関投資家専用）	74,258,583円

区分	2025年 6月25日現在
バランスE（25）VA1（適格機関投資家専用）	25,026,628円
グローバル・バランスファンド・シリーズ1	726,561,852円
FOFs用外国株式インデックス・オープン（適格機関投資家専用）	591,971,617円
外国株式ファンド・シリーズ1	1,069,936,912円
コア投資戦略ファンド（安定型）	41,853,673円
コア投資戦略ファンド（成長型）	102,698,220円
分散投資コア戦略ファンドA	1,232,174,416円
分散投資コア戦略ファンドS	6,022,480,449円
DC世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	1,610,202,392円
DC世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	942,734,948円
コア投資戦略ファンド（切替型）	39,609,333円
世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	393,148,244円
世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	20,103,367円
SMT インデックスバランス・オープン	89,702,326円
サテライト投資戦略ファンド（株式型）	22,709,525円
外国株式SMTBセクション（SMA専用）	2,190,794,169円
SMT 世界経済インデックス・オープン	288,725,575円
SMT 世界経済インデックス・オープン（株式シフト型）	1,444,013,406円
SMT 世界経済インデックス・オープン（債券シフト型）	206,744,136円
SMT 8資産インデックスバランス・オープン	6,007,729円
My SMT グローバル株式インデックス（ノーロード）	4,195,644,101円
グローバル経済コア	971,390,826円
SBI資産設計オープン（つみたてNISA対応型）	15,646,940円
DCターゲット・イヤーフンド2055	6,453,678円
コア投資戦略ファンド（切替型ワイド）	34,295,194円
コア投資戦略ファンド（積極成長型）	12,401,043円
DCターゲット・イヤーフンド（6資産・運用継続型）2030	210,858,212円
DCターゲット・イヤーフンド（6資産・運用継続型）2040	229,601,351円
DCターゲット・イヤーフンド（6資産・運用継続型）2050	110,161,786円
DCターゲット・イヤーフンド（6資産・運用継続型）2060	142,782,153円
10資産分散投資ファンド	57,902,918円
グローバル10資産バランスファンド	25,499,050円
DC世界経済インデックスファンド（株式特化型）	21,964,751円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2035	10,018,745円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2040	8,713,721円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2045	4,297,407円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2050	3,507,150円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2055	1,802,572円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2060	625,000円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2065	754,030円
DCマイセクションS50（2024ー2026リスク抑制型）	130,966,532円
DC全世界株式インデックスファンド（オール・カントリー）	422,580,245円
DCターゲット・イヤーフンド2065	18,255円
FOFs用 外国株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	50,067,294円
外株インデックス・ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	749,369,549円
外株インデックス・ファンド2（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	816,569,076円
世界株式ファンド（適格機関投資家専用）	1,513,438,599円
FOFs用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	110,362,568円
ダイナミック・リスクコントロール・バランス戦略ファンド（適格機関投資家専用）	47,388,589円
私募世界経済パッシブファンド（適格機関投資家専用）	75,873,250円
ファンドラップ運用戦略F（中庸型）（適格機関投資家専用）	103,466,224円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN1（適格機関投資家専用）	9,907円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN2（適格機関投資家専用）	10,419円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN3（適格機関投資家専用）	14,378円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN4（適格機関投資家専用）	12,504円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN5（適格機関投資家専用）	13,728円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN6（適格機関投資家専用）	9,405円
外国株式インデックスファンドT（一般投資家私募／適格機関投資家転売制限付）	1,132,068,341円
SMTAM海外バランスファンド2020ー11（適格機関投資家専用）	145,490,791円
SMTAM海外バランスファンド2021ー04（適格機関投資家専用）	160,339,947円
SMTAM海外バランスファンド2021ー07（適格機関投資家専用）	158,971,813円
ダイナミック・リスクコントロール・バランス戦略ファンド2021ー11（適格機関投資家専用）	37,876,194円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年 6月25日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	20,509,310,991
投資信託受益証券	3,752,363
投資証券	295,925,392
合計	20,808,988,746

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「外国株式インデックス マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

株式関連

(2025年 6月25日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	株価指数先物取引 買建	19,058,400,481	—	19,300,792,846	242,392,365
合計		19,058,400,481	—	19,300,792,846	242,392,365

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2.株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3.計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

4.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

(2025年 6月25日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建	181,627,164	—	182,111,760	484,596
	ユーロ	181,627,164	—	182,111,760	484,596
	売建	384,469,200	—	384,102,419	366,781
	アメリカドル	178,374,600	—	178,383,579	△8,979
	ユーロ	206,094,600	—	205,718,840	375,760
	合計	566,096,364	—	566,214,179	851,377

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

②計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1)株式

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	BAKER HUGHES CO	77,332	37.97	2,936,296.04	
	CHENIERE ENERGY INC	18,099	239.95	4,342,855.05	
	CHEVRON CORP	135,622	143.55	19,468,538.10	
	CONOCOPHILLIPS	103,013	89.39	9,208,332.07	
	COTERRA ENERGY INC	54,546	26.81	1,462,378.26	
	DEVON ENERGY CORPORATION	50,256	32.35	1,625,781.60	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	15,274	139.35	2,128,431.90	
	EOG RESOURCES INC	43,341	120.68	5,230,391.88	
	EQT CORPORATION	43,539	60.34	2,627,143.26	
	EXPAND ENERGY CORP	16,182	122.53	1,982,780.46	
	EXXON MOBIL	349,119	108.34	37,823,552.46	
	HALLIBURTON CO	70,302	20.78	1,460,875.56	
	HESS CORP	24,509	138.60	3,396,947.40	
	KINDER MORGAN INC	160,038	28.54	4,567,484.52	
	MARATHON PETROLEUM CORP	25,448	165.29	4,206,299.92	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	53,768	42.48	2,284,064.64	
	ONEOK INC	49,687	80.56	4,002,784.72	
	PHILLIPS 66	32,122	119.46	3,837,294.12	
	SCHLUMBERGER	110,422	33.50	3,699,137.00	
	TARGA RESOURCES CORP	18,784	167.73	3,150,640.32	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,599	1,059.94	1,694,844.06	
	VALERO ENERGY CORP	26,920	135.85	3,657,082.00	
	WILLIAMS COS	97,655	61.12	5,968,673.60	
	AIR PRODUCTS&CHEMICALS	17,479	281.00	4,911,599.00	
	AMCOR PLC	181,292	9.18	1,664,260.56	
	AVERY DENNISON CORP	6,638	179.13	1,189,064.94	
	BALL CORP	25,896	56.98	1,475,554.08	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	12,885	94.68	1,219,951.80	
	CORTEVA INC	58,239	73.29	4,268,336.31	
	CRH PLC	56,375	91.52	5,159,440.00	
	CROWN HOLDINGS INC	9,940	104.39	1,037,636.60	
	DOW INC	56,967	27.53	1,568,301.51	
	DUPONT DE NEMOURS INC	34,119	68.21	2,327,256.99	
	ECOLAB INC	20,345	266.84	5,428,859.80	
	FREEPORT-MCMORAN INC	117,378	42.01	4,931,049.78	
	INT'L PAPER CO	39,891	46.59	1,858,521.69	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	19,307	74.72	1,442,619.04	
	LINDE PLC	38,036	463.16	17,616,753.76	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	19,745	58.33	1,151,725.85	

MARTIN MARIETTA MATERIALS	5,017	552.37	2,771,240.29
NEWMONT CORPORATION	92,555	58.09	5,376,519.95
NUCOR CORP	18,727	128.20	2,400,801.40
PACKAGING CORP OF AMERICA	7,847	189.41	1,486,300.27
PPG INDUSTRIES INC	17,128	113.88	1,950,536.64
RELIANCE INC	4,126	308.90	1,274,521.40
RPM INTERNATIONAL INC	10,456	110.22	1,152,460.32
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	19,348	345.69	6,688,410.12
SMURFIT WESTROCK PLC	40,860	43.50	1,777,410.00
STEEL DYNAMICS INC	11,618	128.22	1,489,659.96
VULCAN MATERIALS CO	11,577	264.48	3,061,884.96
3 M COMPANY	43,663	149.87	6,543,773.81
AECOM	10,456	112.36	1,174,836.16
AERCAP HOLDINGS NV	14,679	116.01	1,702,910.79
ALLEGION PLC	7,721	143.61	1,108,812.81
AMETEK INC	17,753	179.24	3,182,047.72
AXON ENTERPRISE INC	6,065	794.25	4,817,126.25
BOEING CO	60,226	200.94	12,101,812.44
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	9,522	118.84	1,131,594.48
CARLISLE COS INC	3,456	371.91	1,285,320.96
CARRIER GLOBAL CORP	61,321	72.46	4,443,319.66
CATERPILLAR	38,613	373.02	14,403,421.26
CNH INDUSTRIAL NV	57,961	12.88	746,537.68
CUMMINS INC	11,413	323.85	3,696,100.05
DEERE&CO	21,241	514.10	10,919,998.10
DOVER CORP	10,657	179.94	1,917,620.58
EATON CORP	32,123	343.26	11,026,540.98
EMCOR GROUP INC	3,640	500.65	1,822,366.00
EMERSON ELECTRIC CO	47,317	130.73	6,185,751.41
FASTENAL CO	88,022	41.53	3,655,553.66
FERGUSON ENTERPRISES INC	16,260	219.15	3,563,379.00
FORTIVE CORP	26,005	70.67	1,837,773.35
GE AEROSPACE	87,311	248.75	21,718,611.25
GE VERNOVA INC	22,026	510.84	11,251,761.84
GENERAL DYNAMICS CORP	18,059	281.05	5,075,481.95
GRACO INC	13,378	85.54	1,144,354.12
GRAINGER (WW) INC	3,706	1,041.38	3,859,354.28
HEICO CORP	3,640	317.61	1,156,100.40
HEICO CORP-CLASS A	5,700	249.36	1,421,352.00
HONEYWELL INTL INC	52,736	224.60	11,844,505.60
HOWMET AEROSPACE INC	31,648	176.57	5,588,087.36
HUBBELL INC	4,458	402.99	1,796,529.42

IDEX CORP	5,916	174.88	1,034,590.08
ILLINOIS TOOL WORKS	22,905	245.80	5,630,049.00
INGERSOLL-RAND INC	31,562	83.69	2,641,423.78
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	12,700	46.35	588,645.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	54,141	103.60	5,609,007.60
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	14,682	246.65	3,621,315.30
LENNOX INTERNATIONAL INC	2,526	569.15	1,437,672.90
LOCKHEED MARTIN CORP	17,459	460.20	8,034,631.80
MASCO CORP	18,934	63.78	1,207,610.52
NORDSON CORP	4,121	213.36	879,256.56
NORTHROP GRUMMAN CORP	10,747	484.00	5,201,548.00
OTIS WORLDWIDE CORP	30,534	97.41	2,974,316.94
OWENS CORNING	6,460	137.99	891,415.40
PACCAR INC	43,301	94.01	4,070,727.01
PARKER HANNIFIN CORP	10,443	675.25	7,051,635.75
PENTAIR PLC	14,383	101.23	1,455,991.09
QUANTA SERVICES INC	11,573	372.26	4,308,164.98
ROCKWELL AUTOMATION INC	9,710	325.95	3,164,974.50
RTX CORP	108,516	141.85	15,392,994.60
SNAP-ON INC	4,000	308.46	1,233,840.00
TEXTRON	13,876	78.76	1,092,873.76
TRANE TECHNOLOGIES PLC	18,000	429.02	7,722,360.00
TRANSDIGM GROUP INC	4,495	1,472.95	6,620,910.25
UNITED RENTALS INC	5,364	740.77	3,973,490.28
VERTIV HOLDINGS CO-A	29,005	122.32	3,547,891.60
WABTEC CORP	13,304	205.87	2,738,894.48
WATSCO INC	2,656	431.21	1,145,293.76
XYLEM INC	19,668	127.15	2,500,786.20
AUTOMATIC DATA PROCESS	33,190	311.40	10,335,366.00
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	11,202	100.16	1,121,992.32
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS LLC	9,640	241.80	2,330,952.00
CINTAS CORP	30,225	223.20	6,746,220.00
COPART INC	76,214	48.65	3,707,811.10
EQUIFAX INC	10,261	261.81	2,686,432.41
JACOBS SOLUTIONS INC	11,026	129.54	1,428,308.04
LEIDOS HOLDINGS	10,976	152.23	1,670,876.48
PAYCHEX INC	26,671	152.25	4,060,659.75
PAYCOM SOFTWARE INC	4,235	235.05	995,436.75
REPUBLIC SERVICES INC	18,062	250.75	4,529,046.50
ROLLINS INC	25,466	57.52	1,464,804.32
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	19,331	81.43	1,574,123.33
TRANSUNION	15,741	89.81	1,413,699.21

VERALTO CORP	20,685	100.31	2,074,912.35
VERISK ANALYTICS INC	10,892	309.93	3,375,757.56
WASTE CONNECTIONS INC	20,135	188.16	3,788,601.60
WASTE MANAGEMENT INC	32,252	234.14	7,551,483.28
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	8,367	94.28	788,840.76
CSX CORP	152,551	32.48	4,954,856.48
DELTA AIR LINES INC	15,193	49.56	752,965.08
EXPEDITORS INTL WASH INC	12,280	114.16	1,401,884.80
FEDEX CORP	18,843	229.51	4,324,656.93
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	190,364	4.74	902,325.36
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	5,748	143.43	824,435.64
NORFOLK SOUTHERN CORP	17,982	257.46	4,629,645.72
OLD DOMINION FREIGHT LINE	14,950	161.97	2,421,451.50
U-HAUL HOLDING CO	6,606	54.45	359,696.70
UBER TECHNOLOGIES INC	153,426	91.65	14,061,492.90
UNION PACIFIC CORP	48,392	227.91	11,029,020.72
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	6,611	79.02	522,401.22
UNITED PARCEL SERVICE B	58,139	100.62	5,849,946.18
APTIV PLC	21,031	68.45	1,439,571.95
FORD MOTOR COMPANY	320,913	10.73	3,443,396.49
GENERAL MOTORS CO	78,250	49.00	3,834,250.00
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	75,764	13.81	1,046,300.84
TESLA INC	234,426	340.47	79,815,020.22
DECKERS OUTDOOR CORP	12,618	102.22	1,289,811.96
DR HORTON INC	22,687	129.63	2,940,915.81
GARMIN LTD	11,636	205.08	2,386,310.88
LENNAR CORP-CL A	18,864	111.69	2,106,920.16
LULULEMON ATHLETICA INC	8,710	232.93	2,028,820.30
NIKE B	94,153	61.42	5,782,877.26
NVR INC	247	7,277.59	1,797,564.73
PULTE GROUP INC	16,747	105.49	1,766,641.03
AIRBNB INC-CLASS A	34,827	132.15	4,602,388.05
BOOKING HOLDINGS INC	2,642	5,482.23	14,484,051.66
CARNIVAL CORPORATION	86,858	25.70	2,232,250.60
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	110,522	54.65	6,040,027.30
DARDEN RESTAURANTS INC	9,207	220.83	2,033,181.81
DOMINO'S PIZZA INC	2,848	459.97	1,309,994.56
DOORDASH INC - A	28,203	236.17	6,660,702.51
DRAFTKINGS INC	32,654	42.81	1,397,917.74
EXPEDIA GROUP INC	9,628	169.22	1,629,250.16
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	14,432	275.83	3,980,778.56
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	19,635	255.93	5,025,185.55

HYATT HOTELS CORP - CL A	3,787	136.02	515,107.74
LAS VEGAS SANDS CORP	30,565	42.63	1,302,985.95
MARRIOTT INTL A	18,223	268.73	4,897,066.79
MCDONALD'S CORP	58,306	291.47	16,994,449.82
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	20,538	280.47	5,760,292.86
STARBUCKS CORP	92,980	91.50	8,507,670.00
YUM BRANDS INC	22,162	142.70	3,162,517.40
ALPHABET INC-CL A	472,356	166.77	78,774,810.12
ALPHABET INC-CL C	400,632	167.74	67,202,011.68
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	7,192	403.50	2,901,972.00
COMCAST CORP-CL A	300,899	35.21	10,594,653.79
ELECTRONIC ARTS INC	19,733	157.95	3,116,827.35
FOX CORP - CLASS A	20,639	55.90	1,153,720.10
FOX CORP- CLASS B	10,345	51.31	530,801.95
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	15,344	104.99	1,610,966.56
LIVE NATION ENTERTAINMENT	14,157	147.78	2,092,121.46
META PLATFORMS INC-CLASS A	177,381	712.20	126,330,748.20
NETFLIX INC	34,640	1,279.11	44,308,370.40
NEWS CORP-CLASS A	33,479	29.25	979,260.75
OMNICOM GROUP	17,139	72.48	1,242,234.72
PINTEREST INC- CLASS A	45,767	35.74	1,635,712.58
REDDIT INC-CL A	5,311	140.79	747,735.69
ROBLOX CORP -CLASS A	45,835	104.78	4,802,591.30
SEA LTD-ADR	30,978	158.29	4,903,507.62
SNAP INC - A	69,220	8.32	575,910.40
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	12,442	749.91	9,330,380.22
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	14,644	243.05	3,559,224.20
THE WALT DISNEY CO	146,591	118.65	17,393,022.15
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	36,780	71.84	2,642,275.20
WARNER BROS DISCOVERY INC	177,413	10.90	1,933,801.70
AMAZON.COM	773,449	212.77	164,566,743.73
AUTOZONE INC	1,387	3,577.54	4,962,047.98
BEST BUY COMPANY INC	15,285	68.84	1,052,219.40
BURLINGTON STORES INC	5,108	228.10	1,165,134.80
CARVANA CO	9,400	322.97	3,035,918.00
DICK'S SPORTING GOODS INC	4,950	178.27	882,436.50
EBAY	36,732	74.35	2,731,024.20
GENUINE PARTS CO	12,631	121.20	1,530,877.20
HOME DEPOT	80,488	360.42	29,009,484.96
LKQ CORP	19,286	37.65	726,117.90
LOWES COMPANIES	46,040	219.98	10,127,879.20
MERCADOLIBRE INC	3,728	2,528.95	9,427,925.60

O'REILLY AUTOMOTIVE INC	68,700	89.18	6,126,666.00
POOL CORP	2,664	300.74	801,171.36
ROSS STORES INC	27,919	128.33	3,582,845.27
TJX COMPANIES INC	91,893	124.60	11,449,867.80
TRACTOR SUPPLY COMPANY	39,591	53.51	2,118,514.41
ULTA BEAUTY INC	3,920	464.49	1,820,800.80
WILLIAMS-SONOMA INC	10,460	157.88	1,651,424.80
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	25,000	21.69	542,250.00
COSTCO WHOLESALE CORP	35,929	1,001.92	35,997,983.68
DOLLAR GENERAL CORP	16,287	113.31	1,845,479.97
DOLLAR TREE INC	16,318	98.68	1,610,260.24
KROGER CO	50,844	73.42	3,732,966.48
SYSCO CORP	40,090	75.87	3,041,628.30
TARGET (DAYTON HUDSON)	37,356	97.53	3,643,330.68
WALMART INC	357,062	98.00	34,992,076.00
ALTRIA GROUP INC	133,908	59.91	8,022,428.28
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	40,618	52.93	2,149,910.74
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	14,082	26.29	370,215.78
BUNGE GLOBAL SA	11,604	83.59	969,978.36
COCA-COLA CO	331,077	70.21	23,244,916.17
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	20,741	92.67	1,922,068.47
CONAGRA BRANDS INC	33,324	21.46	715,133.04
CONSTELLATION BRANDS INC-A	13,126	164.49	2,159,095.74
GENERAL MILLS INC	43,531	53.41	2,324,990.71
HERSHEY FOODS CORPORATION	13,329	172.05	2,293,254.45
HORMEL FOODS CORP	23,338	30.40	709,475.20
JM SMUCKER CO	7,850	97.19	762,941.50
KELLANOVA	23,448	78.52	1,841,136.96
KEURIG DR PEPPER INC	104,376	33.55	3,501,814.80
KRAFT HEINZ CO/THE	68,964	26.03	1,795,132.92
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	22,741	74.71	1,698,980.11
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	14,669	48.22	707,339.18
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	105,013	68.43	7,186,039.59
MONSTER BEVERAGE CORP	58,348	63.57	3,709,182.36
PEPSICO INC	111,834	131.05	14,655,845.70
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	126,044	184.49	23,253,857.56
THE CAMPBELL'S COMPANY	15,869	32.17	510,505.73
TYSON FOODS INC	23,306	55.51	1,293,716.06
CHURCH & DWIGHT CO INC	19,346	96.02	1,857,602.92
CLOROX COMPANY	9,570	122.02	1,167,731.40
COLGATE-PALMOLIVE CO	61,938	88.18	5,461,692.84
ESTEE LAUDER CO-CL A	18,800	77.05	1,448,540.00

KENVUE INC	164,183	21.19	3,479,037.77
KIMBERLY-CLARK CORP	26,877	129.95	3,492,666.15
PROCTER & GAMBLE CO	189,886	160.36	30,450,118.96
ABBOTT LABORATORIES	141,028	138.08	19,473,146.24
ALIGN TECHNOLOGY INC	5,253	186.58	980,104.74
BAXTER INTERNATIONAL	41,576	30.59	1,271,809.84
BECTON DICKINSON & CO	23,549	171.57	4,040,301.93
BOSTON SCIENTIFIC CORP	120,350	104.12	12,530,842.00
CARDINAL HEALTH	19,151	164.21	3,144,785.71
CENCORA INC	14,918	294.12	4,387,682.16
CENTENE CORP	40,934	54.05	2,212,482.70
COOPER COS INC/THE	16,443	70.93	1,166,301.99
CVS HEALTH CORP	105,311	67.58	7,116,917.38
DAVITA INC	2,586	140.95	364,496.70
DEXCOM INC	33,277	87.57	2,914,066.89
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	49,293	75.85	3,738,874.05
ELEVANCE HEALTH INC	18,351	376.42	6,907,683.42
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	36,836	71.98	2,651,455.28
HCA HEALTHCARE INC	15,457	379.02	5,858,512.14
HOLOGIC INC	18,875	64.83	1,223,666.25
HUMANA INC	9,955	238.79	2,377,154.45
IDEXX LABORATORIES INC	6,644	530.50	3,524,642.00
INSULET CORP	5,246	310.90	1,630,981.40
INTUITIVE SURGICAL INC	29,120	523.08	15,232,089.60
LABCORP HOLDINGS INC	6,548	262.53	1,719,046.44
MCKESSON CORP	10,179	720.82	7,337,226.78
MEDTRONIC PLC	102,632	86.08	8,834,562.56
MOLINA HEALTHCARE INC	4,545	294.51	1,338,547.95
QUEST DIAGNOSTICS	8,679	179.90	1,561,352.10
RESMED INC	12,254	255.91	3,135,921.14
SOLVENTUM CORP	10,915	74.98	818,406.70
STERIS PLC	8,172	239.59	1,957,929.48
STRYKER CORP	27,317	386.46	10,556,927.82
THE CIGNA GROUP	21,912	316.83	6,942,378.96
UNITEDHEALTH GROUP INC	74,327	305.62	22,715,817.74
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	4,672	175.20	818,534.40
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	12,491	281.63	3,517,840.33
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	15,254	92.34	1,408,554.36
ABBVIE INC	143,252	185.55	26,580,408.60
AGILENT TECHNOLOGIES	21,530	117.64	2,532,789.20
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	11,039	325.00	3,587,675.00
AMGEN	42,902	277.49	11,904,875.98

AVANTOR INC	49,647	13.46	668,248.62
BIOGEN INC	12,520	126.31	1,581,401.20
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	14,783	54.69	808,482.27
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	162,165	47.03	7,626,619.95
DANAHER CORP	52,038	197.47	10,275,943.86
ELI LILLY & CO	65,253	778.08	50,772,054.24
GILEAD SCIENCES INC	101,404	107.20	10,870,508.80
ILLUMINA INC	13,628	91.52	1,247,234.56
INCYTE CORP	11,198	69.01	772,773.98
IQVIA HOLDINGS INC	13,493	158.58	2,139,719.94
JOHNSON & JOHNSON	195,149	152.19	29,699,726.31
MERCK & CO	205,386	80.32	16,496,603.52
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,627	1,185.18	1,928,287.86
NATERA INC	10,084	171.87	1,733,137.08
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	8,925	128.18	1,144,006.50
PFIZER	465,817	24.31	11,324,011.27
REGENERON PHARMACEUTICALS	8,604	522.27	4,493,611.08
REVVITY INC	8,524	96.39	821,628.36
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	30,083	36.14	1,087,199.62
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	92,141	17.09	1,574,689.69
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	30,201	404.37	12,212,378.37
UNITED THERAPEUTICS CORP	3,618	289.94	1,049,002.92
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	20,565	450.27	9,259,802.55
WATERS CORP	4,749	346.80	1,646,953.20
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	5,767	222.68	1,284,195.56
ZOETIS INC	35,994	157.77	5,678,773.38
BANK OF AMERICA CORP	585,035	46.66	27,297,733.10
CITIGROUP	152,078	81.14	12,339,608.92
CITIZENS FINANCIAL GROUP	32,562	42.92	1,397,561.04
FIFTH THIRD BANCORP	54,420	40.59	2,208,907.80
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	766	1,908.42	1,461,849.72
HUNTINGTON BANCSHARES INC	114,112	16.26	1,855,461.12
JPMORGAN CHASE & CO	226,428	281.26	63,685,139.28
KEY CORP	71,223	16.75	1,192,985.25
M & T BANK CORP	13,791	190.12	2,621,944.92
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	31,533	182.02	5,739,636.66
REGIONS FINL CORP	70,810	22.88	1,620,132.80
TRUIST FINANCIAL CORP	106,342	41.45	4,407,875.90
US BANCORP	124,604	44.54	5,549,862.16
WELLS FARGO & CO	265,348	78.11	20,726,332.28
AMERICAN EXPRESS	45,083	308.38	13,902,695.54
AMERIPRISE FINANCIAL INC	7,816	521.34	4,074,793.44

APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	32,488	139.91	4,545,396.08	
ARES MANAGEMENT CORP - A	17,123	169.82	2,907,827.86	
BANK NEW YORK CO	56,752	91.20	5,175,782.40	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	108,505	493.48	53,545,047.40	
BLACKROCK INC	12,032	1,004.97	12,091,799.04	
BLACKSTONE INC	60,460	144.05	8,709,263.00	
BLOCK INC	42,921	65.34	2,804,458.14	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	51,334	206.36	10,593,284.24	
CARLYLE GROUP INC/THE	15,669	49.13	769,817.97	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	8,803	229.27	2,018,263.81	
CME GROUP INC	29,582	271.38	8,027,963.16	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	15,866	344.82	5,470,914.12	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	19,249	33.25	640,029.25	
CORPAY INC	4,988	329.47	1,643,396.36	
EQUITABLE HOLDINGS INC	27,983	53.99	1,510,802.17	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	3,148	437.60	1,377,564.80	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES	41,835	82.13	3,435,908.55	
FISERV INC	44,901	172.66	7,752,606.66	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	4,316	117.30	506,266.80	
GLOBAL PAYMENTS INC	20,749	78.98	1,638,756.02	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	25,124	662.11	16,634,851.64	
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	35,016	51.64	1,808,226.24	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	46,196	180.85	8,354,546.60	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	5,213	181.02	943,657.26	
KKR & CO INC	50,197	127.77	6,413,670.69	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	6,365	354.10	2,253,846.50	
MASTERCARD INC-CLASS A	65,950	557.53	36,769,103.50	
MOODY'S CORP	13,270	489.00	6,489,030.00	
MORGAN STANLEY	97,076	135.90	13,192,628.40	
MSCI INC	5,981	575.69	3,443,201.89	
NASDAQ INC	34,296	88.12	3,022,163.52	
NORTHERN TRUST CORP	15,902	118.18	1,879,298.36	
PAYPAL HOLDINGS INC	75,007	73.58	5,519,015.06	
PRICE T ROWE GROUP INC	18,275	95.10	1,737,952.50	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	15,486	150.88	2,336,527.68	
ROBINHOOD MARKETS INC - A	59,215	82.01	4,856,222.15	
S&P GLOBAL INC	25,389	522.97	13,277,685.33	
SCHWAB (CHARLES) CORP	137,842	89.32	12,312,047.44	
STATE STREET CORP	22,335	102.90	2,298,271.50	
SYNCHRONY FINANCIAL	29,196	64.74	1,890,149.04	
TOAST INC-CLASS A	40,481	44.67	1,808,286.27	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	9,061	141.46	1,281,769.06	

VISA INC-CLASS A SHARES	139,558	351.63	49,072,779.54
AFLAC	43,196	104.16	4,499,295.36
ALLSTATE CORP	20,722	196.05	4,062,548.10
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	6,319	126.13	797,015.47
AMERICAN INT'L GROUP	46,081	85.46	3,938,082.26
AON PLC	16,320	360.68	5,886,297.60
ARCH CAPITAL GROUP LTD	29,737	90.97	2,705,174.89
ARTHUR J GALLAGHER & CO	21,082	325.98	6,872,310.36
BROWN & BROWN INC	23,755	110.95	2,635,617.25
CHUBB LTD	31,288	286.78	8,972,772.64
CINCINNATI FINANCIAL CORP	14,094	146.69	2,067,448.86
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	2,166	353.63	765,962.58
EVEREST GROUP LTD	3,288	340.83	1,120,649.04
FNF GROUP	20,461	56.02	1,146,225.22
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	22,068	126.58	2,793,367.44
LOEWS CORP	16,402	89.98	1,475,851.96
MARKEL GROUP INC	1,007	1,988.98	2,002,902.86
MARSH & MCLENNAN COS	40,107	219.67	8,810,304.69
METLIFE INC	45,055	79.66	3,589,081.30
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	18,536	77.93	1,444,510.48
PROGRESSIVE CORP	47,984	266.01	12,764,223.84
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	29,466	106.30	3,132,235.80
TRAVELERS COS INC/THE	18,877	266.14	5,023,924.78
WILLIS TOWERS WATSON PLC	7,737	302.38	2,339,514.06
WR BERKLEY CORP	22,485	73.27	1,647,475.95
WEYERHAEUSER CO	63,311	26.65	1,687,238.15
ACCENTURE PLC-CL A	50,746	300.72	15,260,337.12
ADOBE INC	34,754	382.34	13,287,844.36
AKAMAI TECHNOLOGIES, INC	11,484	80.06	919,409.04
ANSYS INC	6,794	338.27	2,298,206.38
APPLOVIN CORP-CLASS A	18,783	349.48	6,564,282.84
ATLASSIAN CORP-CL A	13,277	200.67	2,664,295.59
AUTODESK INC	17,030	304.19	5,180,355.70
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	14,813	52.55	778,423.15
CADENCE DESIGN SYSTEMS	22,421	296.80	6,654,552.80
CHECK POINT SOFTWARE TECH	7,058	219.56	1,549,654.48
CLOUDFLARE INC - CLASS A	25,155	186.43	4,689,646.65
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	42,121	77.59	3,268,168.39
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	19,805	485.38	9,612,950.90
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	4,148	397.13	1,647,295.24
DATADOG INC - CLASS A	23,325	130.83	3,051,609.75
DOCUSIGN INC	14,969	75.64	1,132,255.16

DYNATRACE INC	22,028	55.76	1,228,281.28
FAIR ISAAC CORP	2,084	1,926.52	4,014,867.68
FORTINET INC	53,845	104.42	5,622,494.90
GARTNER INC	6,665	400.39	2,668,599.35
GEN DIGITAL INC	43,555	29.37	1,279,210.35
GODADDY INC - CLASS A	11,388	179.49	2,044,032.12
HUBSPOT INC	4,107	557.32	2,288,913.24
INTL BUSINESS MACHINES CORP	75,090	293.79	22,060,691.10
INTUIT INC	22,648	759.03	17,190,511.44
MICROSOFT CORP	571,903	490.11	280,295,379.33
MICROSTRATEGY INC-CL A	20,042	377.02	7,556,234.84
MONDAY.COM LTD	2,838	300.33	852,336.54
MONGODB INC	6,399	209.25	1,338,990.75
NUTANIX INC - A	20,171	74.27	1,498,100.17
OKTA INC	14,591	98.53	1,437,651.23
ORACLE CORP	136,252	215.27	29,330,968.04
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	173,464	143.23	24,845,248.72
PALO ALTO NETWORKS INC	54,625	201.69	11,017,316.25
PTC INC	9,741	169.93	1,655,288.13
ROPER TECHNOLOGIES INC	8,456	571.02	4,828,545.12
SALESFORCE INC	77,822	271.17	21,102,991.74
SAMSARA INC-CL A	19,395	40.28	781,230.60
SERVICENOW INC	16,763	996.32	16,701,312.16
SNOWFLAKE INC-CLASS A	25,703	223.14	5,735,367.42
SYNOPSYS INC	12,529	478.98	6,001,140.42
TWILIO INC - A	12,842	121.62	1,561,844.04
TYLER TECHNOLOGIES INC	3,339	588.63	1,965,435.57
VERISIGN INC	6,723	285.03	1,916,256.69
WIX.COM LTD	3,465	161.21	558,592.65
WORKDAY INC-CLASS A	17,601	239.19	4,209,983.19
ZOOM COMMUNICATIONS INC	20,869	76.45	1,595,435.05
ZSCALER INC	8,789	308.46	2,711,054.94
AMPHENOL CORPORATION	96,707	95.80	9,264,530.60
APPLE INC	1,216,486	200.30	243,662,145.80
ARISTA NETWORKS INC	85,964	94.97	8,164,001.08
CDW CORP/DE	11,273	179.84	2,027,336.32
CISCO SYSTEMS	322,162	67.89	21,871,578.18
CORNING	66,604	51.42	3,424,777.68
DELL TECHNOLOGIES -C	25,710	120.59	3,100,368.90
F5 INC	4,851	295.90	1,435,410.90
HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	112,780	18.15	2,046,957.00
HP INC	77,024	24.54	1,890,168.96

JABIL INC	9,340	211.95	1,979,613.00
JUNIPER NETWORKS INC	25,321	36.56	925,735.76
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	13,838	164.73	2,279,533.74
MOTOROLA SOLUTIONS INC	13,159	418.35	5,505,067.65
NETAPP INC	15,047	106.13	1,596,938.11
PURE STORAGE INC - CLASS A	23,875	54.71	1,306,201.25
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	17,836	136.31	2,431,225.16
SUPER MICRO COMPUTER INC	42,160	42.84	1,806,134.40
TE CONNECTIVITY PLC	23,252	166.48	3,870,992.96
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	3,444	494.63	1,703,505.72
TRIMBLE IMS HOLDINGS	17,718	73.71	1,305,993.78
WESTERN DIGITAL CORP	25,790	62.07	1,600,785.30
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	4,162	298.94	1,244,188.28
AT&T INC	583,361	28.28	16,497,449.08
T-MOBILE US INC	36,984	229.82	8,499,662.88
VERIZON COMMUNICATIONS	342,893	42.63	14,617,528.59
ALLIANT ENERGY CORPORATION	20,778	61.16	1,270,782.48
AMEREN CORPORATION	20,898	96.37	2,013,940.26
AMERICAN ELECTRIC POWER	45,027	103.28	4,650,388.56
AMERICAN WATER WORKS CO INC	17,116	142.18	2,433,552.88
ATMOS ENERGY CORP	11,814	156.44	1,848,182.16
CENTERPOINT ENERGY INC	57,629	36.48	2,102,305.92
CMS ENERGY CORP	23,697	69.71	1,651,917.87
CONSOLIDATED EDISON INC	27,675	100.19	2,772,758.25
CONSTELLATION ENERGY	25,537	320.66	8,188,694.42
DOMINION ENERGY INC	71,304	55.98	3,991,597.92
DTE ENERGY COMPANY	15,851	133.22	2,111,670.22
DUKE ENERGY CORP	63,733	116.95	7,453,574.35
EDISON INTL	30,900	51.39	1,587,951.00
ENTERGY CORP	37,180	82.97	3,084,824.60
ESSENTIAL UTILITIES INC	20,399	37.86	772,306.14
EVERGY INC	18,475	68.78	1,270,710.50
EVERSOURCE ENERGY	27,450	63.84	1,752,408.00
EXELON CORP	81,573	43.10	3,515,796.30
FIRSTENERGY CORP	47,081	40.51	1,907,251.31
NEXTERA ENERGY INC	164,785	71.40	11,765,649.00
NISOURCE INC	40,714	40.52	1,649,731.28
NRG ENERGY INC	17,078	153.68	2,624,547.04
PG&E CORP	189,959	14.16	2,689,819.44
PPL CORPORATION	58,459	34.21	1,999,882.39
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE	40,266	83.13	3,347,312.58
SEMPRA	54,659	76.09	4,159,003.31

	SOUTHERN CO	87,096	90.89	7,916,155.44	
	VISTRA CORP	26,531	186.17	4,939,276.27	
	WEC ENERGY GROUP INC	26,668	105.36	2,809,740.48	
	XCEL ENERGY INC	46,610	68.23	3,180,200.30	
	ADVANCED MICRO DEVICES	131,563	138.43	18,212,266.09	
	ANALOG DEVICES	39,357	234.98	9,248,107.86	
	APPLIED MATERIALS	67,001	180.18	12,072,240.18	
	BROADCOM INC	361,725	263.77	95,412,203.25	
	ENTEGRIS INC	12,389	81.73	1,012,552.97	
	FIRST SOLAR INC	7,921	151.18	1,197,496.78	
	INTEL CORP	344,792	22.55	7,775,059.60	
	KLA CORP	10,710	889.03	9,521,511.30	
	LAM RESEARCH CORP	102,391	95.63	9,791,651.33	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	70,769	75.21	5,322,536.49	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	44,977	70.43	3,167,730.11	
	MICRON TECHNOLOGY	92,752	127.91	11,863,908.32	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	3,911	716.58	2,802,544.38	
	NVIDIA CORP	1,975,909	147.90	292,236,941.10	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	20,641	218.51	4,510,264.91	
	ON SEMICONDUCTOR CORP	36,454	54.21	1,976,171.34	
	QUALCOMM	88,396	155.71	13,764,141.16	
	TERADYNE INC	12,318	90.39	1,113,424.02	
	TEXAS INSTRUMENTS	74,759	205.81	15,386,149.79	
	CBRE GROUP INC-A	23,219	139.13	3,230,459.47	
	COSTAR GROUP INC	33,027	81.00	2,675,187.00	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	98,700	5.47	539,889.00	
	ZILLOW GROUP INC-C	11,809	70.22	829,227.98	
	アメリカドル 小計	29,439,372		4,241,797,175.75 (615,315,098,314)	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	40,448	29.69	1,200,901.12	
	CAMECO CORP	37,878	99.30	3,761,285.40	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	163,918	43.26	7,091,092.68	
	CENOVUS ENERGY INC	111,293	18.81	2,093,421.33	
	ENBRIDGE	175,303	61.84	10,840,737.52	
	IMPERIAL OIL	16,202	108.14	1,752,084.28	
	KEYERA CORP	18,607	43.76	814,242.32	
	PEMBINA PIPELINE CORP	45,941	50.71	2,329,668.11	
	SUNCOR ENERGY	98,973	52.56	5,202,020.88	
	TC ENERGY CORP	82,559	64.80	5,349,823.20	
	TOURMALINE OIL CORP	25,009	65.24	1,631,587.16	
	WHITECAP RESOURCES INC	98,000	9.10	891,800.00	
	AGNICO EAGLE MINES	40,306	165.30	6,662,581.80	

ALAMOS GOLD INC-CLASS A	34,053	35.48	1,208,200.44
BARRICK MINING CORP	133,727	28.35	3,791,160.45
CCL INDUSTRIES INC - CL B	9,322	78.53	732,056.66
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	65,267	22.55	1,471,770.85
FRANCO-NEVADA CORP	15,641	226.61	3,544,407.01
IVANHOE MINES LTD-CL A	51,847	10.08	522,617.76
KINROSS GOLD CORP	108,451	20.98	2,275,301.98
LUNDIN GOLD INC	8,772	70.75	620,619.00
LUNDIN MINING CORP	54,579	13.85	755,919.15
NUTRIEN LTD	37,152	81.57	3,030,488.64
PAN AMERICAN SILVER CORP	37,635	38.92	1,464,754.20
TECK RESOURCES LTD-CL B	35,386	52.90	1,871,919.40
WEST FRASER TIMBER CO LTD	3,505	102.65	359,788.25
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	36,991	121.50	4,494,406.50
CAE INC	25,999	36.28	943,243.72
STANTEC INC	9,001	146.77	1,321,076.77
TOROMONT INDUSTRIES LTD	5,213	120.36	627,436.68
WSP GLOBAL INC	9,951	274.44	2,730,952.44
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORPORATION	32,579	33.42	1,088,790.18
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	20,393	68.70	1,400,999.10
RB GLOBAL INC	14,445	145.03	2,094,958.35
THOMSON REUTERS CORP	13,471	270.66	3,646,060.86
CANADIAN NATL RAILWAY CO	42,237	140.17	5,920,360.29
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	78,202	108.77	8,506,031.54
TFI INTERNATIONAL INC	5,837	124.00	723,788.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	20,254	51.63	1,045,714.02
GILDAN ACTIVEWEAR INC	9,820	65.52	643,406.40
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	23,073	89.84	2,072,878.32
CANADIAN TIRE CORP -CL A	4,513	184.49	832,603.37
DOLLARAMA INC	22,000	194.51	4,279,220.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	63,541	70.82	4,499,973.62
EMPIRE CO LTD 'A'	6,930	56.27	389,951.10
LOBLAW COMPANIES LTD	12,913	229.09	2,958,239.17
METRO INC	18,840	106.70	2,010,228.00
WESTON (GEORGE) LTD	5,226	275.36	1,439,031.36
SAPUTO INC	20,898	26.81	560,275.38
BANK MONTREAL	59,527	146.55	8,723,681.85
BANK NOVA SCOTIA	104,510	74.61	7,797,491.10
CANADIAN IMPERIAL BANK	77,158	96.42	7,439,574.36
NATIONAL BANK OF CANADA	31,446	137.32	4,318,164.72
ROYAL BANK OF CANADA	115,208	176.13	20,291,585.04
TORONTO-DOMINION BANK	142,581	98.58	14,055,634.98

	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	35,600	76.47	2,722,332.00	
	BROOKFIELD CORP	111,490	84.22	9,389,687.80	
	IGM FINANCIAL INC	7,685	43.35	333,144.75	
	TMX GROUP LTD	23,425	56.10	1,314,142.50	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,542	2,506.85	3,865,562.70	
	GREAT-WEST LIFECO INC	23,788	51.08	1,215,091.04	
	IA FINANCIAL CORP INC	6,977	143.92	1,004,129.84	
	INTACT FINANCIAL CORP	14,911	313.31	4,671,765.41	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	139,940	43.28	6,056,603.20	
	POWER CORP OF CANADA	43,577	53.89	2,348,364.53	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	43,614	89.37	3,897,783.18	
	CGI INC - CL A	16,084	144.86	2,329,928.24	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,662	4,968.01	8,256,832.62	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	6,984	142.01	991,797.84	
	OPEN TEXT CORP	20,463	39.32	804,605.16	
	SHOPIFY INC - CLASS A	98,618	157.03	15,485,984.54	
	CELESTICA INC	9,356	197.38	1,846,687.28	
	BCE INC	6,203	30.17	187,144.51	
	QUEBECOR INC -CL B	15,200	41.31	627,912.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS -CL B	27,881	40.01	1,115,518.81	
	TELUS CORP	32,908	21.98	723,317.84	
	ALTAGAS INCOME LTD	24,395	38.32	934,816.40	
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	11,295	44.82	506,241.90	
	CANADIAN UTILITIES LTD A	10,324	37.82	390,453.68	
	EMERA INC	25,484	61.50	1,567,266.00	
	FORTIS INC	37,737	64.98	2,452,150.26	
	HYDRO ONE LTD	29,579	48.97	1,448,483.63	
	FIRSTSERVICE CORP	2,690	243.32	654,530.80	
	カナダドル 小計	3,411,943		265,268,285.27 (28,041,510,435)	
ユーロ	ENI	191,928	13.86	2,660,505.93	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	39,662	15.22	603,655.64	
	NESTE OIL OYJ	32,766	11.45	375,170.70	
	OMV AG	12,549	45.62	572,485.38	
	REPSOL SA	89,536	12.52	1,120,990.72	
	TENARIS SA	40,648	15.40	626,182.44	
	TOTALENERGIES SE	172,328	52.50	9,047,220.00	
	AIR LIQUIDE	46,418	176.32	8,184,421.76	
	AKZO NOBEL	12,357	59.52	735,488.64	
	ARCELORMITTAL	43,717	26.66	1,165,495.22	
	ARKEMA	4,369	61.45	268,475.05	
	BASF SE	70,406	42.54	2,995,071.24	

COVESTRO AG-TEND	14,454	60.40	873,021.60
DSM-FIRMENICH AG	16,194	95.28	1,542,964.32
EVONIK INDUSTRIES AG	16,037	18.31	293,637.47
HEIDELBERG MATERIALS AG	10,765	187.80	2,021,667.00
STORA ENSO OYJ R	42,169	9.42	397,569.33
SYENSQO SA	5,356	66.60	356,709.60
SYMRISE AG	10,018	96.78	969,542.04
UPM KYMMENE OYJ	42,324	23.10	977,684.40
ACS ACTIV. CONST. Y SVCS	12,228	56.80	694,550.40
AIRBUS SE	49,913	170.60	8,515,157.80
ALSTOM	24,388	19.81	483,126.28
BOUYGUES ORD	16,606	37.43	621,562.58
BRENTAG SE	9,500	56.48	536,560.00
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	39,278	38.77	1,522,808.06
DASSAULT AVIATION SA	1,214	292.00	354,488.00
EIFFAGE	5,924	114.95	680,963.80
FERROVIAL SE	43,886	44.37	1,947,221.82
GEA GROUP AG	13,382	58.90	788,199.80
IMCD NV	4,641	113.15	525,129.15
KINGSPAN GROUP PLC	12,398	71.70	888,936.60
KNORR-BREMSE AG	5,022	84.80	425,865.60
KONE OYJ-B	26,369	55.10	1,452,931.90
LEGRAND SA	22,132	108.75	2,406,855.00
LEONARDO SPA	31,340	45.00	1,410,300.00
METSO CORPORATION	51,970	10.59	550,362.30
MTU AERO ENGINES AG	3,962	373.50	1,479,807.00
PRYSMIAN SPA	21,155	57.76	1,221,912.80
RATIONAL AG	483	707.00	341,481.00
REXEL SA	17,411	25.47	443,458.17
RHEINMETALL AG	3,572	1,686.00	6,022,392.00
SAFRAN SA	29,570	263.10	7,779,867.00
SAINT-GOBAIN	36,177	97.82	3,538,834.14
SCHNEIDER ELECTRIC SE	43,466	218.45	9,495,147.70
SIEMENS	61,849	214.50	13,266,610.50
SIEMENS ENERGY AG	55,019	91.12	5,013,331.28
THALES SA	7,942	237.80	1,888,607.60
VINCI S.A.	39,327	122.95	4,835,254.65
WARTSILA OYJ	41,917	19.54	819,267.76
BUREAU VERITAS SA	25,073	28.62	717,589.26
RANDSTAD NV	10,680	37.65	402,102.00
TELEPERFORMANCE	4,734	79.26	375,216.84
WOLTERS KLUWER	19,155	141.60	2,712,348.00

ADP	2,382	106.00	252,492.00
AENA SME SA	55,720	22.76	1,268,465.80
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	45,343	7.22	327,557.83
DHL GROUP	82,402	39.03	3,216,150.06
GETLINK	21,115	16.27	343,541.05
INPOST SA	15,470	14.10	218,127.00
INTL CONSOLIDATED AIRLINE-DI	100,647	3.84	386,987.71
RYANAIR HOLDINGS PLC	80,416	24.10	1,938,025.60
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	24,617	73.16	1,800,979.72
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	4,991	68.55	342,133.05
CONTINENTAL AG	8,168	71.90	587,279.20
DR ING HC F PORSCHE AG	10,254	40.89	419,286.06
FERRARI NV	10,026	398.80	3,998,368.80
MERCEDES-BENZ GROUP AG	58,663	49.36	2,895,898.99
MICHELIN	57,385	31.58	1,812,218.30
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	11,745	33.66	395,336.70
RENAULT SA	17,081	39.35	672,137.35
STELLANTIS NV	166,407	8.25	1,373,523.37
VOLKSWAGEN AG-PFD	15,328	90.14	1,381,665.92
ADIDAS AG	14,066	199.20	2,801,947.20
HERMES INTERNATIONAL	2,556	2,276.00	5,817,456.00
KERING	5,534	180.48	998,776.32
LVMH	21,802	453.55	9,888,297.10
MONCLER SPA	18,908	48.60	918,928.80
ACCOR	14,436	44.31	639,659.16
AMADEUS IT GROUP SA-A SHS	36,772	69.50	2,555,654.00
DELIVERY HERO SE	13,414	22.55	302,485.70
FDJ UNITED	8,108	33.32	270,158.56
SODEXO	6,173	52.00	320,996.00
BOLLORE SE	81,810	5.31	434,411.10
CTS EVENTIM AG & CO KGAA	4,827	104.50	504,421.50
PUBLICIS GROUPE	17,217	95.00	1,635,615.00
SCOUT24 SE	7,536	117.50	885,480.00
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	89,096	27.40	2,441,230.40
D'IETEREN GROUP	2,217	176.10	390,413.70
INDITEX	87,257	44.35	3,869,847.95
PROSUS	105,994	48.18	5,107,320.89
ZALANDO SE	17,664	26.90	475,161.60
CARREFOUR	39,746	12.90	512,922.13
JERONIMO MARTINS	21,861	21.06	460,392.66
KESKO OYJ-B SHS	20,083	21.04	422,546.32
KONINKLIJKE AHOLD NV	71,081	36.34	2,583,083.54

ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	80,045	61.10	4,890,749.50
DANONE (GROUPE)	51,810	71.44	3,701,306.40
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	78,177	5.57	435,758.59
HEINEKEN HOLDING NV	9,512	65.25	620,658.00
HEINEKEN NV	23,160	75.62	1,751,359.20
JDE PEET'S BV	7,000	23.94	167,580.00
KERRY GROUP PLC-A	13,413	93.45	1,253,444.85
LOTUS BAKERIES	38	8,340.00	316,920.00
PERNOD-RICARD	15,339	87.02	1,334,799.78
BEIERSDORF AG	7,430	108.10	803,183.00
HENKEL AG & CO KGAA	8,780	61.45	539,531.00
HENKEL AG & CO KGAA -PFD	11,575	66.66	771,589.50
LOREAL	19,298	363.55	7,015,787.90
BIOMERIEUX	3,044	120.50	366,802.00
DIASORIN ITALIA SPA	2,070	94.68	195,987.60
ESSILORLUXOTTICA	23,609	242.40	5,722,821.60
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	16,985	47.74	810,863.90
FRESENIUS SE&CO KGAA	33,689	42.26	1,423,697.14
KONINKLIJKE PHILIPS	69,465	20.49	1,423,337.85
SIEMENS HEALTHINEERS AG	28,637	46.90	1,343,075.30
ARGENX SE	4,935	488.40	2,410,254.00
BAYER	78,462	26.48	2,078,066.07
EUROFINS SCIENTIFIC	10,220	60.38	617,083.60
GRIFOLS SA	27,685	9.94	275,244.27
IPSEN	3,532	102.70	362,736.40
MERCK KGAA	10,703	111.70	1,195,525.10
ORION OYJ-CLASS B	10,139	63.05	639,263.95
QIAGEN N.V.	16,066	40.37	648,584.42
RECORDATI SPA	11,597	54.30	629,717.10
SANOFI	90,135	83.66	7,540,694.10
SARTORIUS AG-VORZUG	1,824	214.20	390,700.80
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	2,582	199.30	514,592.60
UCB (GROUPE)	9,389	165.35	1,552,471.15
ABN AMRO BANK NV-CVA	45,808	23.13	1,059,539.04
AIB GROUP PLC	150,470	6.73	1,012,663.10
BANCO BILBAO VIZCAYA	479,190	13.11	6,284,576.85
BANCO BPM SPA	84,059	9.95	836,891.40
BANCO DE SABADELL SA	420,800	2.69	1,135,318.40
BANCO SANTANDER SA	1,223,031	7.07	8,649,275.23
BANK OF IRELAND GROUP PLC	88,378	11.61	1,026,510.47
BANKINTER SA	51,888	11.16	579,329.52
BNP PARIBAS	81,615	75.38	6,152,138.70

BPER BANCA SPA	79,669	7.70	613,769.97
CAIXABANK	330,541	7.41	2,451,953.13
COMMERZBANK AG	69,006	28.69	1,979,782.14
CREDIT AGRICOLE SA	87,162	15.80	1,377,595.41
ERSTE GROUP BANK AG	25,376	72.15	1,830,878.40
FINECOBANK SPA	41,585	19.07	793,233.87
ING GROEP NV-CVA	256,546	18.37	4,713,776.20
INTESA SANPAOLO	1,198,681	4.86	5,833,381.08
KBC GROEP NV	18,057	86.30	1,558,319.10
MEDIOBANCA	33,860	19.94	675,168.40
NORDEA BANK ABP	247,239	12.48	3,085,542.72
SOCIETE GENERALE	61,760	48.00	2,964,480.00
UNICREDIT SPA	115,475	57.20	6,605,170.00
ADYEN NV	2,044	1,596.20	3,262,632.80
AMUNDI SA	4,626	67.60	312,717.60
BANCA MEDIOLANUM SPA	22,661	14.48	328,131.28
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	15,281	16.07	245,565.67
DEUTSCHE BANK NAMEN	156,236	25.14	3,927,773.04
DEUTSCHE BOERSE	15,743	271.00	4,266,353.00
EDENRED	20,131	24.85	500,255.35
EURAZEO SA	3,357	63.00	211,491.00
EURONEXT NV	6,480	143.80	931,824.00
EXOR NV	7,825	82.40	644,780.00
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	9,138	72.05	658,392.90
NEXI SPA	48,458	4.95	240,303.22
SOFINA	1,238	264.80	327,822.40
AEGON LTD	101,846	5.93	604,761.54
AGEAS	11,086	57.10	633,010.60
ALLIANZ SE-REG	31,353	340.70	10,681,967.10
ASR NEDERLAND NV	11,959	55.34	661,811.06
AXA SA	146,148	41.88	6,120,678.24
GENERALI	72,151	29.98	2,163,086.98
HANNOVER RUECKVERSICHERUNG SE	4,455	266.80	1,188,594.00
MUENCHENER RUECKVERSICH.	10,616	550.00	5,838,800.00
NN GROUP NV	22,941	55.82	1,280,566.62
POSTE ITALIANE SPA	42,677	17.90	763,918.30
SAMPO OYJ-A SHS	201,580	9.09	1,832,765.36
TALANX AG	5,053	108.70	549,261.10
UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	31,592	16.91	534,220.72
CAPGEMINI SA	12,235	144.15	1,763,675.25
DASSAULT SYSTEMES SA	49,764	30.93	1,539,200.52
NEMETSCHEK SE	5,455	120.00	654,600.00

	SAP SE	84,562	254.95	21,559,081.90	
	NOKIA OYJ	479,272	4.50	2,160,558.17	
	CELLNEX TELECOM SA	42,906	33.55	1,439,496.30	
	DEUTSCHE TELEKOM	286,677	31.70	9,087,660.90	
	ELISA A	10,227	46.94	480,055.38	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	30,375	10.38	315,292.50	
	KPN (KON.)	290,883	4.17	1,212,982.11	
	ORANGE	153,281	12.75	1,954,332.75	
	TELECOM ITALIA ORD	852,552	0.40	343,322.69	
	TELEFONICA	297,657	4.57	1,362,078.43	
	ACCIONA SA	2,181	150.60	328,458.60	
	E.ON SE	193,108	15.62	3,017,312.50	
	EDP RENOVAVEIS SA	21,752	9.77	212,517.04	
	EDP SA	235,657	3.69	871,459.58	
	ELIA GROUP SA/NV	3,975	95.45	379,413.75	
	ENDESA	25,972	27.72	719,943.84	
	ENEL	640,374	8.12	5,201,117.62	
	ENGIE	146,393	19.70	2,884,674.06	
	FORTUM OYJ	32,550	15.72	511,848.75	
	IBERDROLA SA	468,801	16.70	7,831,320.70	
	REDEIA CORP SA	30,678	18.49	567,236.22	
	RWE STAMM	52,507	36.02	1,891,302.14	
	SNAM SPA	147,559	5.10	753,436.25	
	TERNA SPA	95,819	8.62	826,726.33	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	59,881	29.81	1,785,052.61	
	VERBUND AG	6,430	65.75	422,772.50	
	ASM INTERNATIONAL NV	3,856	534.60	2,061,417.60	
	ASML HOLDING NV	31,892	691.40	22,050,128.80	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	6,357	128.90	819,417.30	
	INFINEON TECHNOLOGIES	105,817	35.59	3,766,556.11	
	STMICROELECTRONICS NV	50,286	25.74	1,294,613.07	
	LEG IMMOBILIEN SE	5,275	75.85	400,108.75	
	VONOVIA SE	61,810	30.16	1,864,189.60	
	ユーロ 小計	15,203,994		455,821,909.71 (76,865,248,634)	
イギリスポンド	BP PLC	1,260,858	3.67	4,639,327.01	
	SHELL PLC-NEW	485,509	25.84	12,547,980.10	
	ANGLO AMERICAN PLC	89,631	20.55	1,841,917.05	
	ANTOFAGASTA PLC	29,856	17.34	517,852.32	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	10,924	30.60	334,274.40	
	GLENCORE PLC	854,615	2.75	2,351,045.86	
	MONDI PLC	37,918	11.85	449,517.89	

RIO TINTO PLC REG	93,321	41.93	3,913,416.13
ASHTED GROUP PLC	33,317	44.19	1,472,278.23
BAE SYSTEMS PLC	240,047	18.01	4,323,246.47
BUNZL PLC	29,337	23.28	682,965.36
DCC PLC	6,622	45.52	301,433.44
MELROSE INDUSTRIES PLC	101,116	5.14	520,342.93
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	686,376	9.09	6,240,530.59
SMITHS GROUP PLC	26,476	22.16	586,708.16
SPIRAX GROUP PLC	5,514	59.05	325,601.70
EXPERIAN PLC	70,884	38.17	2,705,642.28
INTERTEK GROUP PLC	13,890	47.44	658,941.60
RELX PLC	146,201	39.07	5,712,073.07
RENTOKIL INITIAL PLC	181,834	3.50	637,328.17
BARRATT REDROW PLC	118,831	4.68	557,198.55
COMPASS GROUP PLC	142,673	24.77	3,534,010.21
ENTAIN PLC	49,630	8.49	421,457.96
INTERCONTINENTAL HOTELS	13,833	83.82	1,159,482.06
PEARSON	55,305	10.58	585,403.42
WHITBREAD PLC	17,434	27.70	482,921.80
AUTO TRADER GROUP PLC	72,462	8.07	585,203.11
INFORMA PLC	110,598	8.08	893,631.84
WPP PLC	85,821	5.22	447,985.62
JD SPORTS FASHION PLC	206,825	0.76	158,593.41
KINGFISHER PLC	153,717	2.75	424,105.20
NEXT PLC	8,464	123.15	1,042,341.60
MARKS & SPENCER GROUP PLC	179,339	3.55	637,191.46
SAINSBURY (J) PLC	148,335	2.90	430,171.50
TESCO PLC	525,585	4.02	2,115,479.62
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	25,740	20.36	524,066.40
BRITISH AMERICAN TOBACCO	157,980	35.60	5,624,088.00
COCA-COLA HBC AG-CDI	17,960	38.50	691,460.00
DIAGEO	174,682	18.59	3,247,338.38
IMPERIAL BRANDS PLC	68,478	28.89	1,978,329.42
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	56,621	50.52	2,860,492.92
UNILEVER PLC	207,200	45.70	9,469,040.00
SMITH & NEPHEW PLC	68,595	10.92	749,400.37
ASTRAZENECA	127,882	103.32	13,212,768.24
GSK PLC	335,128	14.10	4,725,304.80
HALEON PLC	789,439	3.82	3,021,972.49
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	17,910	20.62	369,304.20
BARCLAYS	1,134,161	3.33	3,782,426.93
HSBC HOLDINGS PLC (GB)	1,418,422	8.86	12,572,892.60

	LLOYDS BANKING GROUP PLC	4,828,476	0.76	3,701,509.70	
	NATWEST GROUP PLC	631,942	5.09	3,221,640.31	
	STANDARD CHARTERED PLC	161,358	11.90	1,920,966.99	
	3I GROUP PLC	75,987	40.30	3,062,276.10	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	37,924	106.50	4,038,906.00	
	M&G PLC	131,539	2.55	335,819.06	
	SCHRODERS PLC	39,932	3.67	146,550.44	
	WISE PLC - A	49,048	10.72	525,794.56	
	ADMIRAL GROUP PLC	24,854	33.16	824,158.64	
	AVIVA PLC	218,334	6.18	1,351,050.79	
	LEGAL & GENERAL GROUP	498,200	2.53	1,263,435.20	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	51,001	6.55	334,056.55	
	PRUDENTIAL	212,226	9.09	1,930,832.14	
	THE SAGE GROUP PLC	76,660	12.66	970,898.90	
	HALMA PLC	31,069	31.62	982,401.78	
	BT GROUP PLC	464,863	1.91	892,072.09	
	VODAFONE GROUP PLC	1,570,550	0.76	1,203,041.30	
	CENTRICA PLC	453,631	1.65	752,347.01	
	NATIONAL GRID PLC	397,706	10.67	4,245,511.55	
	SEVERN TRENT PLC	17,468	27.41	478,797.88	
	SSE PLC	81,692	18.79	1,534,992.68	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	50,580	11.46	579,899.70	
	イギリスポンド 小計	20,998,336		161,363,444.24 (31,874,121,140)	
スイスフラン	AMRIZE LTD	42,259	42.23	1,784,597.57	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	574	594.50	341,243.00	
	GIVAUDAN-REG	742	3,990.00	2,960,580.00	
	HOLCIM LTD	42,259	57.96	2,449,331.64	
	SIG GROUP AG	26,203	15.40	403,526.20	
	SIKA AG-BR	12,257	220.10	2,697,765.70	
	ABB LTD	131,508	46.31	6,090,135.48	
	GEBERIT AG-REG	2,530	622.60	1,575,178.00	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	2,048	278.50	570,368.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	3,092	287.20	888,022.40	
	VAT GROUP AG	1,956	335.80	656,824.80	
	SGS SA	12,959	82.36	1,067,303.24	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	3,781	176.00	665,456.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMON SA-(REGD)	43,028	149.55	6,434,837.40	
	SWATCH GROUP AG(BEARER)	2,483	131.60	326,762.80	
	AVOLTA AG	7,820	42.72	334,070.40	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	280	890.50	249,340.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	8	128,800.00	1,030,400.00	

	LINDT & SPRUENGLI AG-PC	82	13,070.00	1,071,740.00	
	NESTLE SA - REGISTERED	212,167	81.98	17,393,450.66	
	ALCON INC	38,943	69.76	2,716,663.68	
	SONOVA HOLDING AG-REG	3,887	242.30	941,820.10	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	8,540	104.25	890,295.00	
	GALDERMA GROUP AG	9,692	111.30	1,078,719.60	
	LONZA GROUP AG-REG	5,661	570.00	3,226,770.00	
	NOVARTIS	153,006	95.42	14,599,832.52	
	ROCHE HOLDING AG-BR	2,215	278.00	615,770.00	
	ROCHE HOLDING GENUSS	56,949	262.10	14,926,332.90	
	SANDOZ GROUP AG	38,109	42.30	1,612,010.70	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	2,487	91.10	226,565.70	
	JULIUS BAER GROUP LTD	15,289	52.20	798,085.80	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,825	1,000.50	1,825,912.50	
	UBS GROUP AG	273,597	25.77	7,050,594.69	
	BALOISE HOLDING AG - REG	4,264	186.20	793,956.80	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	2,955	185.40	547,857.00	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	2,514	804.80	2,023,267.20	
	SWISS RE LTD	24,330	136.30	3,316,179.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	12,065	554.40	6,688,836.00	
	TEMENOS AG - REG	5,150	60.35	310,802.50	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	12,006	70.72	849,064.32	
	SWISSCOM	1,927	568.50	1,095,499.50	
	BKW AG	1,744	173.30	302,235.20	
	SWISS PRIME SITE-REG	5,679	119.50	678,640.50	
	スイスフラン 小計	1,230,870		116,106,644.50 (20,932,866,936)	
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	22,252	287.90	6,406,350.80	
	HOLMEN AB-B SHARES	5,383	376.00	2,024,008.00	
	SCA SV CELLULOSE B	59,490	123.55	7,349,989.50	
	ADDTECH AB-B SHARES	20,615	321.00	6,617,415.00	
	ALFA LAVAL AB	25,134	393.00	9,877,662.00	
	ASSA ABLOY AB-B	75,977	294.20	22,352,433.40	
	ATLAS COPCO A	207,097	150.50	31,168,098.50	
	ATLAS COPCO B	135,444	131.85	17,858,291.40	
	BEIJER REF AB	52,981	148.10	7,846,486.10	
	EPIROC AB-A	53,479	206.60	11,048,761.40	
	EPIROC AB-B	28,804	179.30	5,164,557.20	
	INDUTRADE AB	22,644	254.00	5,751,576.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	14,002	240.60	3,368,881.20	
	LIFCO AB-B SHS	17,970	382.40	6,871,728.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	122,848	38.62	4,744,389.76	

	SAAB AB-B	25,552	472.80	12,080,985.60	
	SANDVIK AB	87,594	211.60	18,534,890.40	
	SKANSKA B	25,507	225.70	5,756,929.90	
	SKF AB-B	21,050	211.10	4,443,655.00	
	TRELLEBORG AB-B SHS	16,653	349.70	5,823,554.10	
	VOLVO B	124,872	261.60	32,666,515.20	
	SECURITAS B	29,769	139.80	4,161,706.20	
	EVOLUTION AB	13,186	716.00	9,441,176.00	
	HENNES & MAURITZ B	40,961	129.00	5,283,969.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	49,474	260.30	12,878,082.20	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	14,335	278.20	3,987,997.00	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN A	139,205	165.00	22,968,825.00	
	SVENSKA HANDELSBK A	120,736	125.65	15,170,478.40	
	SWEDBANK AB-A	71,421	250.20	17,869,534.20	
	EQT AB	31,471	290.20	9,132,884.20	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	11,818	341.60	4,037,028.80	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	11,168	341.80	3,817,222.40	
	INVESTOR AB-B SHS	139,947	276.45	38,688,348.15	
	LUNDBERGS AB-B SHS	7,280	468.20	3,408,496.00	
	ERICSSON (LM) B	214,689	80.32	17,243,820.48	
	HEXAGON AB-B SHS	172,099	93.08	16,018,974.92	
	TELE2 AB-B SHS	46,762	142.45	6,661,246.90	
	TELIA CO AB	146,953	35.27	5,183,032.31	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	56,700	68.32	3,873,744.00	
	SAGAX AB-B	17,402	212.00	3,689,224.00	
	スウェーデンクローナ 小計	2,500,724		431,272,948.62 (6,581,225,195)	
ノルウェーク ローネ	AKER BP ASA	29,320	265.90	7,796,188.00	
	EQUINOR ASA	66,436	257.50	17,107,270.00	
	NORSK HYDRO	100,517	55.44	5,572,662.48	
	YARA INTERNATIONAL ASA	12,498	378.70	4,732,992.60	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	39,970	378.50	15,128,645.00	
	MOWI ASA	31,968	190.50	6,089,904.00	
	ORKLA	73,335	107.80	7,905,513.00	
	SALMAR ASA	5,423	436.20	2,365,512.60	
	DNB BANK ASA	71,795	272.10	19,535,419.50	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	18,574	254.00	4,717,796.00	
	TELENOR ASA	51,193	155.40	7,955,392.20	
	ノルウェークローネ 小計	501,029		98,907,295.38 (1,420,308,761)	
デンマークク ローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	30,112	472.70	14,233,942.40	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	7,550	289.60	2,186,480.00	

	VESTAS WIND SYSEMS A/S	83,415	103.65	8,645,964.75	
	A P MOLLER - MAERSK A/S - A	219	11,630.00	2,546,970.00	
	A P MOLLER-MAERSK A/S-B	306	11,710.00	3,583,260.00	
	DSV A/S	16,193	1,524.00	24,678,132.00	
	PANDORA A/S	6,512	1,135.00	7,391,120.00	
	CARLSBERG AS-B	6,817	909.80	6,202,106.60	
	COLOPLAST-B	9,737	609.60	5,935,675.20	
	DEMANT A/S	8,512	271.60	2,311,859.20	
	GENMAB A/S	4,878	1,335.00	6,512,130.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	254,057	453.05	115,100,523.85	
	DANSKE BANK A/S	53,617	257.70	13,817,100.90	
	TRYG A/S	29,772	165.70	4,933,220.40	
	ORSTED A/S	11,780	283.00	3,333,740.00	
	デンマーククローネ 小計	523,477		221,412,225.30 (5,003,916,291)	
オーストラリア ドル	SANTOS	292,069	7.66	2,237,248.54	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	159,719	24.16	3,858,811.04	
	BHP GROUP LTD	417,456	36.48	15,228,794.88	
	BLUESCOPE STEEL LTD	34,770	22.45	780,586.50	
	EVOLUTION MINING LTD	162,152	7.68	1,245,327.36	
	FORTESCUE LTD	137,312	15.23	2,091,261.76	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	39,778	37.89	1,507,188.42	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	107,682	19.80	2,132,103.60	
	RIO TINTO LTD	28,272	104.94	2,966,863.68	
	SOUTH32 LTD	346,773	2.92	1,012,577.16	
	REECE LTD	16,814	16.86	283,484.04	
	SGH LTD	12,630	54.29	685,682.70	
	BRAMBLES LTD	108,007	23.51	2,539,244.57	
	COMPUTERSHARE LIMITED	44,376	39.77	1,764,833.52	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	85,000	10.32	877,200.00	
	TRANSURBAN GROUP	261,181	14.25	3,721,829.25	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	46,210	65.92	3,046,163.20	
	LOTTERY CORP LTD/THE	182,013	5.19	944,647.47	
	CAR GROUP LTD	29,334	36.77	1,078,611.18	
	REA GROUP LTD	3,586	234.26	840,056.36	
	WESFARMERS LTD	90,005	84.02	7,562,220.10	
	COLES GROUP LTD	108,486	21.35	2,316,176.10	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	92,071	31.56	2,905,760.76	
	COCHLEAR LIMITED	4,783	295.49	1,413,328.67	
	PRO MEDICUS LTD	5,485	279.34	1,532,179.90	
	SIGMA HEALTHCARE LTD	373,923	3.14	1,174,118.22	
	SONIC HEALTHCARE LTD	41,829	26.20	1,095,919.80	

	CSL LIMITED	39,224	241.22	9,461,613.28	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	238,423	28.60	6,818,897.80	
	COMMONWEALTH BANK OF AUST	135,517	188.13	25,494,813.21	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	254,446	39.75	10,114,228.50	
	WESTPAC BANKING	276,117	34.29	9,468,051.93	
	ASX LTD	14,549	69.11	1,005,481.39	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	28,049	214.50	6,016,510.50	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	13,812	41.53	573,612.36	
	INSURANCE AUSTRALIA GRP.	166,662	9.09	1,514,957.58	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	232,183	4.98	1,156,271.34	
	QBE INSURANCE GROUP	127,819	23.33	2,982,017.27	
	SUNCORP GROUP LTD	80,738	21.55	1,739,903.90	
	WISETECH GLOBAL LTD	19,625	108.74	2,134,022.50	
	XERO LTD	11,340	194.21	2,202,341.40	
	TELSTRA GROUP LTD	308,467	4.86	1,499,149.62	
	ORIGIN ENERGY LIMITED	155,535	10.72	1,667,335.20	
	オーストラリアドル 小計	5,334,222		150,691,426.56 (14,204,173,867)	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	157,673	7.67	1,209,351.91	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	39,686	36.25	1,438,617.50	
	INFRATIL LTD	73,511	10.41	765,249.51	
	CONTACT ENERGY LTD	68,904	8.95	616,690.80	
	MERIDIAN ENERGY LTD	110,544	5.74	634,522.56	
	ニュージーランドドル 小計	450,318		4,664,432.28 (407,204,938)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	237,496	48.85	11,601,679.60	
	SWIRE PACIFIC A	44,500	67.25	2,992,625.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	107,000	87.05	9,314,350.00	
	MTR CORP	125,000	27.75	3,468,750.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	120,000	25.70	3,084,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	174,000	34.05	5,924,700.00	
	SANDS CHINA LTD	198,000	15.70	3,108,600.00	
	WH GROUP LTD	658,301	7.52	4,950,423.52	
	BOC HONG KONG HOLDINGS -R	281,500	36.50	10,274,750.00	
	HANG SENG BANK	59,400	117.60	6,985,440.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	96,300	414.80	39,945,240.00	
	AIA GROUP LTD	861,800	70.85	61,058,530.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	37,500	52.30	1,961,250.00	
	CLP HOLDINGS	136,500	66.25	9,043,125.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	904,657	6.66	6,025,015.62	
	POWER ASSETS HOLDINGS LIMITED	112,000	51.50	5,768,000.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	213,996	34.75	7,436,361.00	

	HENDERSON LAND DEVELOPMEN	125,228	27.50	3,443,770.00	
	SINO LAND CO	315,400	8.27	2,608,358.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	105,000	89.95	9,444,750.00	
	WHARF HOLDINGS	84,000	23.35	1,961,400.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	123,000	22.50	2,767,500.00	
香港ドル 小計		5,120,578		213,168,617.74 (3,939,356,055)	
シンガポールドル	KEPPEL LTD	112,800	7.40	834,720.00	
	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENGINEERING	147,400	7.83	1,154,142.00	
	YANGZIJIAN SHIPBUILDING	206,800	2.22	459,096.00	
	SINGAPORE AIRLINES	108,332	6.85	742,074.20	
	GENTING SINGAPORE LTD	292,800	0.70	206,424.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	178,600	2.90	517,940.00	
	DBS GROUP	173,360	44.30	7,679,848.00	
	OCBC BANK	258,600	16.16	4,178,976.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	95,400	35.32	3,369,528.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	66,000	13.90	917,400.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	622,143	3.83	2,382,807.69	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	84,100	6.85	576,085.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	260,100	2.54	660,654.00	
シンガポールドル 小計		2,606,435		23,679,694.89 (2,685,277,400)	
イスラエルシェケル	ICL LTD	59,427	22.79	1,354,341.33	
	ELBIT SYSTEMS LTD	2,146	1,441.00	3,092,386.00	
	BANK HAPOLIM BM	98,310	62.87	6,180,749.70	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	112,512	61.40	6,908,236.80	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	99,500	32.91	3,274,545.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	12,503	215.20	2,690,645.60	
	NICE LTD	4,991	557.50	2,782,482.50	
	AZRIELI GROUP	5,718	297.50	1,701,105.00	
イスラエルシェケル 小計		395,107		27,984,491.93 (1,192,049,805)	
合 計		87,716,405		808,462,357,771 (808,462,357,771)	

(2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWA WRT	1,490.00	—	
	カナダドル 小計		1,490.00	— (－)	
新株予約権証券合計				— (－)	
	オーストラリアドル	APA GROUP	83,290	709,630.80	

投資信託受 益証券	オーストラリアドル 小計		83,290	709,630.80 (66,889,799)	
	香港ドル	HKT TRUST AND HKT LTD	315,000	3,654,000.00	
	香港ドル 小計		315,000	3,654,000.00 (67,525,920)	
投資信託受益証券合計			398,290	134,415,719 (134,415,719)	
投資証券	アメリカドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	12,503	942,351.11	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	24,974	915,796.58	
		AMERICAN TOWER CORPORATION	37,765	8,455,961.15	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT INC	58,442	1,131,437.12	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	11,673	2,406,155.49	
		BXP INC	11,259	791,958.06	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	7,749	895,241.97	
		CROWN CASTLE INC	33,735	3,481,114.65	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	27,829	4,944,100.14	
		EQUINIX INC	8,139	7,378,003.50	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	14,090	895,137.70	
		EQUITY RESIDENTIAL PPTY	25,885	1,748,272.90	
		ESSEX PROPERTY TRUST	5,205	1,488,786.15	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	17,564	2,608,780.92	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	24,610	1,164,791.30	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	54,765	957,839.85	
		INVITATION HOMES INC	45,008	1,522,620.64	
		IRON MOUNTAIN INC	23,326	2,455,061.50	
		KIMCO REALTY CORP	48,189	1,023,534.36	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	9,195	1,371,618.15	
		PROLOGIS INC	73,867	7,987,238.71	
		PUBLIC STORAGE	12,826	3,791,365.60	
		REALTY INCOME CORP	76,326	4,425,381.48	
		REGENCY CENTERS CORP	12,511	896,538.26	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	8,933	2,113,547.80	
		SIMON PROPERTY GROUP	25,979	4,159,757.48	
		SUN COMMUNITIES INC	10,890	1,395,009.00	
		UDR INC	23,815	975,938.70	
		VENTAS INC	38,069	2,411,671.15	
		VICI PROPERTIES INC	83,762	2,748,231.22	
		WELLTOWER INC	53,013	8,177,255.25	
		WP CAREY INC	16,024	1,031,785.36	
	アメリカドル 小計		937,920	86,692,283.25 (12,575,582,608)	
	ユーロ	COVIVIO(FP)	4,962	257,279.70	

		GECINA SA	3,139	293,653.45	
		KLEPIERRE	17,225	580,827.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	10,455	847,273.20	
	ユーロ 小計		35,781	1,979,033.35 (333,724,393)	
	イギリスポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	51,818	324,121.59	
		SEGRO PLC	103,047	718,649.77	
	イギリスポンド 小計		154,865	1,042,771.36 (205,978,626)	
	オーストラリアドル	GOODMAN GROUP	172,354	5,982,407.34	
		SCENTRE GROUP	381,283	1,380,244.46	
		STOCKLAND	207,412	1,167,729.56	
		VICINITY CENTERS	305,149	756,769.52	
	オーストラリアドル 小計		1,066,198	9,287,150.88 (875,406,841)	
	香港ドル	LINK REIT	246,000	10,553,400.00	
	香港ドル 小計		246,000	10,553,400.00 (195,026,832)	
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	284,138	744,441.56	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	549,912	1,176,811.68	
	シンガポールドル 小計		834,050	1,921,253.24 (217,870,117)	
投資証券合計			3,274,814	14,403,589,417 (14,403,589,417)	
合計				14,538,005,136 (14,538,005,136)	

有価証券明細表注記

1. 券面総額欄の数値は、証券数又は口数を表示しております。
2. 通貨ごとの小計の欄における()内は、邦貨換算額であります。
3. 合計金額欄の記載は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
4. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
5. 外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入新株予約権 証券 時価比率	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 528銘柄	98.0%	—	—	—	74.8%
	投資証券 32銘柄	—	—	—	2.0%	1.5%
カナダドル	株式 83銘柄	100.0%	—	—	—	3.4%
	新株予約権 1銘柄 証券	—	—	—	—	—
ユーロ	株式 213銘柄	99.6%	—	—	—	9.3%
	投資証券 4銘柄	—	—	—	0.4%	0.0%
	株式 71銘柄	99.4%	—	—	—	3.9%

イギリスポンド	投資証券 2銘柄	—	—	—	0.6%	0.0%
スイスフラン	株式 43銘柄	100.0%	—	—	—	2.5%
スウェーデンクローナ	株式 40銘柄	100.0%	—	—	—	0.8%
ノルウェークローネ	株式 11銘柄	100.0%	—	—	—	0.2%
デンマーククローネ	株式 15銘柄	100.0%	—	—	—	0.6%
オーストラリアドル	株式 43銘柄	93.8%	—	—	—	1.7%
	投資信託受益証券 1銘柄	—	—	0.4%	—	0.0%
	投資証券 4銘柄	—	—	—	5.8%	0.1%
ニュージーランドドル	株式 5銘柄	100.0%	—	—	—	0.0%
香港ドル	株式 22銘柄	93.8%	—	—	—	0.5%
	投資信託受益証券 1銘柄	—	—	1.6%	—	0.0%
	投資証券 1銘柄	—	—	—	4.6%	0.0%
シンガポールドル	株式 13銘柄	92.5%	—	—	—	0.3%
	投資証券 2銘柄	—	—	—	7.5%	0.0%
イスラエルシェケル	株式 8銘柄	100.0%	—	—	—	0.1%

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

【中間財務諸表】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期中間計算期間(2025年6月26日から2025年12月25日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

【外国株式インデックス・オープン（SMA専用）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 (2025年 6月25日現在)	第20期中間計算期間 (2025年12月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,178,225	14,673,471
親投資信託受益証券	4,594,497,810	4,631,094,184
未収入金	21,899,768	73,592
未収利息	232	288
流動資産合計	4,634,576,035	4,645,841,535
資産合計	4,634,576,035	4,645,841,535
負債の部		
流動負債		
未払解約金	24,638,502	-
未払受託者報酬	1,801,972	1,723,093
未払委託者報酬	11,069,191	10,584,652
その他未払費用	286,493	123,011
流動負債合計	37,796,158	12,430,756
負債合計	37,796,158	12,430,756
純資産の部		
元本等		
元本	1,028,190,327	851,027,320
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	3,568,589,550	3,782,383,459
（分配準備積立金）	1,891,824,569	1,299,464,170
元本等合計	4,596,779,877	4,633,410,779
純資産合計	4,596,779,877	4,633,410,779
負債純資産合計	4,634,576,035	4,645,841,535

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期中間計算期間 自 2024年 6月26日 至 2024年12月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 6月26日 至 2025年12月25日
営業収益		
受取利息	12,705	25,434
有価証券売買等損益	438,238,949	903,256,764
営業収益合計	438,251,654	903,282,198
営業費用		
受託者報酬	2,210,697	1,723,093
委託者報酬	13,579,962	10,584,652
その他費用	157,843	123,011
営業費用合計	15,948,502	12,430,756
営業利益又は営業損失（△）	422,303,152	890,851,442
経常利益又は経常損失（△）	422,303,152	890,851,442
中間純利益又は中間純損失（△）	422,303,152	890,851,442
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	46,682,244	133,967,938
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,583,029,478	3,568,589,550
剰余金増加額又は欠損金減少額	581,205,195	654,078,534
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	581,205,195	654,078,534
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,390,296,264	1,197,168,129
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,390,296,264	1,197,168,129
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,149,559,317	3,782,383,459

（３）【中間注記表】**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

（中間貸借対照表に関する注記）

	第19期 (2025年 6月25日現在)	第20期中間計算期間 (2025年12月25日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,028,190,327口	851,027,320口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 4.4707円 (44,707円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 5.4445円 (54,445円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）**金融商品の時価等に関する事項**

	第20期中間計算期間 (2025年12月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）**元本の移動**

区分	第19期 自 2024年 6月26日 至 2025年 6月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 6月26日 至 2025年12月25日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,382,907,192円	1,028,190,327円
期中追加設定元本額	267,502,188円	165,562,256円
期中一部解約元本額	622,219,053円	342,725,263円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

外国株式インデックス マザーファンド

貸借対照表

	2025年12月25日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	10,382,927,922
コール・ローン	428,460,572
株式	977,473,702,676
投資信託受益証券	155,890,324
投資証券	14,833,564,319
派生商品評価勘定	263,891,001
未収入金	6,079,385
未収配当金	517,080,015
未収利息	8,418
差入委託証拠金	8,209,273,084
流動資産合計	1,012,270,877,716
資産合計	1,012,270,877,716
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	21,031
前受金	261,830,605
未払解約金	902,797,083
流動負債合計	1,164,648,719
負債合計	1,164,648,719
純資産の部	
元本等	
元本	115,380,448,931
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	895,725,780,066
元本等合計	1,011,106,228,997
純資産合計	1,011,106,228,997
負債純資産合計	1,012,270,877,716

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2025年12月25日現在
1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)新株予約権証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(金融商品取引所等に上場されるまでの間は、気配相場又は取得価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。 (3)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。 (4)投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。 (1)先物取引

	2025年12月25日現在
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
4.収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 株式及び投資証券は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 (3)為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	2025年12月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	115,380,448,931口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 8.7632円 (1万口当たり純資産額) (87,632円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	2025年12月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	2025年12月25日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年 6月26日
期首元本額	117,445,943,419円
期中追加設定元本額	5,567,145,866円
期中一部解約元本額	7,632,640,354円
期末元本額	115,380,448,931円
期末元本額の内訳	
SBI資産設計オープン（資産成長型）	1,096,550,786円
SBI資産設計オープン（分配型）	4,169,718円
SMT グローバル株式インデックス・オープン	32,642,610,495円
世界経済インデックスファンド	15,807,395,520円
外国株式インデックス・オープン	805,374,541円
DCマイセレクション25	415,908,650円
DCマイセレクション50	2,465,304,275円
DCマイセレクション75	3,644,933,328円
DC外国株式インデックス・オープン	14,171,493,491円
DCマイセレクションS25	351,846,044円
DCマイセレクションS50	1,859,994,298円
DCマイセレクションS75	2,430,856,553円
DCターゲット・イヤー ファンド2035	97,800,260円
DCターゲット・イヤー ファンド2045	86,212,189円
DC世界経済インデックスファンド	8,377,450,277円
外国株式インデックス・オープン（SMA専用）	528,470,671円
マイセレクション50VA1（適格機関投資家専用）	1,149,351円
マイセレクション75VA1（適格機関投資家専用）	2,962,731円
外国株式インデックス・オープンVA1（適格機関投資家専用）	11,117,114円
バランス30VA1（適格機関投資家専用）	3,191,285円
バランス50VA1（適格機関投資家専用）	12,690,545円
バランス25VA2（適格機関投資家専用）	3,234,923円
バランス50VA2（適格機関投資家専用）	13,717,572円
バランスA（25）VA1（適格機関投資家専用）	47,668,241円
バランスB（37.5）VA1（適格機関投資家専用）	73,589,134円
バランスC（50）VA1（適格機関投資家専用）	603,337,785円
世界バランスVA1（適格機関投資家専用）	43,274,887円
世界バランスVA2（適格機関投資家専用）	7,330,186円
バランスD（35）VA1（適格機関投資家専用）	60,910,427円
バランスE（25）VA1（適格機関投資家専用）	20,794,706円
グローバル・バランスファンド・シリーズ1	613,231,151円
FOFs用外国株式インデックス・オープン（適格機関投資家専用）	499,207,225円
外国株式ファンド・シリーズ1	1,205,617,594円
コア投資戦略ファンド（安定型）	44,057,254円
コア投資戦略ファンド（成長型）	110,959,784円
分散投資コア戦略ファンドA	1,104,010,830円
分散投資コア戦略ファンドS	5,633,236,649円
DC世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	1,674,473,544円
DC世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	845,732,591円
コア投資戦略ファンド（切替型）	40,264,305円
世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	372,682,282円
世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	17,328,570円
SMT インデックスバランス・オープン	79,679,679円
サテライト投資戦略ファンド（株式型）	21,694,061円
外国株式SMTBセレクション（SMA専用）	2,513,522,170円
SMT 世界経済インデックス・オープン	303,535,239円
SMT 世界経済インデックス・オープン（株式シフト型）	1,506,715,845円
SMT 世界経済インデックス・オープン（債券シフト型）	218,768,287円
SMT 8資産インデックスバランス・オープン	6,396,783円
My SMT グローバル株式インデックス（ノーロード）	5,050,637,950円
グローバル経済コア	1,428,178,773円
SBI資産設計オープン（つみたてNISA対応型）	15,750,906円

区分	2025年12月25日現在
DCターゲット・イヤー ファンド2055	6,289,736円
コア投資戦略ファンド（切替型ワイド）	42,940,290円
コア投資戦略ファンド（積極成長型）	12,814,316円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2030	196,971,308円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2040	241,757,497円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2050	122,251,583円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2060	163,674,990円
10資産分散投資ファンド	54,443,654円
グローバル10資産バランスファンド	27,409,074円
DC世界経済インデックスファンド（株式特化型）	28,422,302円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2035	107,144,698円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2040	36,449,328円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2045	29,735,844円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2050	26,641,779円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2055	12,065,746円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2060	3,482,887円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2065	2,537,484円
DCマイセレクションS50（2024-2026リスク抑制型）	148,550,404円
DC全世界株式インデックスファンド（オール・カンントリー）	1,177,109,308円
DCターゲット・イヤー ファンド2065	17,622円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2070	9,499円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2075	9,499円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2070	24,467円
FOFs用 外国株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	51,323,427円
外株インデックス・ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	381,158,218円
外株インデックス・ファンド2（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	439,414,302円
世界株式ファンド（適格機関投資家専用）	1,488,577,863円
FOFs用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	97,523,666円
ダイナミック・リスクコントロール・バランス戦略ファンド（適格機関投資家専用）	50,751,559円
私募世界経済パッシブファンド（適格機関投資家専用）	70,816,092円
ファンドラップ運用戦略F（中庸型）（適格機関投資家専用）	103,999,898円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN1（適格機関投資家専用）	8,130円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN2（適格機関投資家専用）	9,714円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN3（適格機関投資家専用）	11,849円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN4（適格機関投資家専用）	15,525円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN5（適格機関投資家専用）	12,961円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN6（適格機関投資家専用）	12,432円
外国株式インデックスファンドT（一般投資家私募／適格機関投資家転売制限付）	1,130,988,055円
SMTAM海外バランスファンド2021-04（適格機関投資家専用）	128,050,470円

（デリバティブ取引に関する注記）

株式関連

（2025年12月25日現在）

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	18,386,065,220	—	18,647,895,825	261,830,605
合計		18,386,065,220	—	18,647,895,825	261,830,605

（注）1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2.株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3.計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

4.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

（2025年12月25日現在）

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建	130,151,450	—	130,145,187	△6,263
	アメリカドル	130,151,450	—	130,145,187	△6,263
	売建	575,120,580	—	573,074,952	2,045,628
	アメリカドル	511,833,300	—	509,811,312	2,021,988
	イギリスポンド	63,287,280	—	63,263,640	23,640
合計		705,272,030	—	703,220,139	2,039,365

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

- ① 計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
- ② 計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

2【ファンドの現況】

【外国株式インデックス・オープン（SMA専用）】

【純資産額計算書】

（2026年 1月30日現在）

I 資産総額	4,429,814,065円
II 負債総額	2,628,782円
III 純資産総額（I－II）	4,427,185,283円
IV 発行済口数	813,789,910口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	5.4402円
（1万口当たり純資産額）	（54,402円）

（参考）

外国株式インデックス マザーファンド

純資産額計算書

（2026年 1月30日現在）

I 資産総額	1,012,879,060,605円
II 負債総額	387,013,164円
III 純資産総額（I－II）	1,012,492,047,441円
IV 発行済口数	115,567,335,119口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	8.7611円
（1万口当たり純資産額）	（87,611円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

①受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

②受益権の譲渡

イ. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ. 上記イ. の申請のある場合には、上記イ. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿

に記載又は記録するものとしします。ただし、上記イ. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとしします。

ハ. 上記イ. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（2026年 1月30日現在）

資本金の額 ：20億円

発行可能株式総数 ：12,000株

発行済株式総数 ：3,000株

最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

会社が取締役（監査等委員である取締役を除く。）を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内おきます。取締役は、株主総会において選任され、又は解任されます。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別するものとします。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、監査等委員以外取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となります。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役に對して会日の3日前までに招集通知を發します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

[PLAN（計画）]

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。運用・リスク委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部に

において、ファンドマネジャーが運用仕様・ガイドラインに基づき、運用の執行に関する方針を運用計画として策定します。

[D0（実行）]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行います。

各運用部の部長は、ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

[CHECK（検証・評価）]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会に報告されます。なお、運用・リスク委員会での報告のうち重要なものについては、経営会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN－D0－CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

委託会社の機構は2026年 3月25日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2026年1月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	524	17,150,486
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	35	96,212
単位型公社債投資信託	49	151,005
合計	608	17,397,702

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託者の中間財務諸表は財務諸表等規則並びに同規則第2条、第282条及び第306条の規定に

基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第40期事業年度の中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		(単位：百万円)	
		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		14,909	18,950
金銭の信託		18,596	18,214
前払費用		429	238
未収委託者報酬		10,943	12,164
未収運用受託報酬		5,967	6,523
未収収益		185	198
短期差入証拠金		3,660	2,476
その他		4,074	3,072
流動資産合計		58,767	61,839
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	219	※1 189
器具備品	※1	436	※1 338
その他	※1	—	※1 4
有形固定資産合計		655	532
無形固定資産			
ソフトウェア		7,463	7,143
その他		61	78
無形固定資産合計		7,524	7,221
投資その他の資産			
投資有価証券		5,753	7,241
関係会社株式		6,077	6,077
繰延税金資産		1,196	1,184
その他		31	31
投資その他の資産合計		13,058	14,534
固定資産合計		21,238	22,289
資産合計		80,005	84,128

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	86	66
未払金	8,475	8,472
未払収益分配金	0	0
未払手数料	5,524	6,159
その他未払金	2,951	2,313
未払費用	797	993
未払法人税等	694	1,743
賞与引当金	719	769
その他	957	705
流動負債合計	11,730	12,751
固定負債		
退職給付引当金	975	1,104
資産除去債務	154	154
その他	42	60
固定負債合計	1,171	1,319
負債合計	12,902	14,071
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	17,239	17,239
資本剰余金合計	17,239	17,239
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100	2,100
繰越利益剰余金	45,974	48,819
利益剰余金合計	48,574	51,419
株主資本合計	67,813	70,658
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	360	454
繰延ヘッジ損益	△1,071	△1,056
評価・換算差額等合計	△710	△601
純資産合計	67,103	70,057
負債・純資産合計	80,005	84,128

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	44,551	50,052
運用受託報酬	11,077	12,144
その他営業収益	356	369
営業収益合計	55,985	62,566
営業費用		
支払手数料	22,341	25,372
広告宣伝費	342	258
公告費	0	1
調査費	5,796	6,470
調査費	1,172	1,511
委託調査費	4,610	4,945
図書費	14	13
営業雑経費	5,887	6,296
通信費	78	126
印刷費	439	406
協会費	56	57
諸会費	29	45
情報機器関連費	5,193	5,570
その他営業雑経費	89	89
営業費用合計	34,369	38,399
一般管理費		
給料	6,981	7,585
役員報酬	385	476
給料・手当	5,432	5,753
賞与	1,163	1,355
退職給付費用	278	305
福利費	747	812
交際費	13	13
旅費交通費	191	175
租税公課	276	300
不動産賃借料	328	324
寄付金	0	—
減価償却費	2,239	2,501
業務委託費	1,544	1,399
諸経費	1,637	1,394
一般管理費合計	14,239	14,813
営業利益	7,376	9,353

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取利息	138	64
収益分配金	0	1
金銭の信託運用益	4,007	—
投資有価証券売却益	1	150
投資有価証券償還益	1	0
その他	12	27
営業外収益合計	4,162	243
営業外費用		
金銭の信託運用損	—	207
投資有価証券売却損	33	17
投資有価証券償還損	1	257
為替差損	1,273	660
デリバティブ費用	3,613	47
その他	3	107
営業外費用合計	4,925	1,296
経常利益	6,613	8,300
特別損失		
システム移行関連費用	—	147
特別損失合計	—	147
税引前当期純利益	6,613	8,153
法人税、住民税及び事業税	1,931	2,519
法人税等還付税額	—	△129
法人税等調整額	95	△25
法人税等合計	2,027	2,364
当期純利益	4,585	5,788

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595
当期変動額					
剰余金の配当			△3,367	△3,367	△3,367
当期純利益			4,585	4,585	4,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,218	1,218	1,218

当期末残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813
-------	-----	-------	--------	--------	--------

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	49	△510	△460	66,134
当期変動額				
剰余金の配当				△3,367
当期純利益				4,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	310	△560	△250	△250
当期変動額合計	310	△560	△250	968
当期末残高	360	△1,071	△710	67,103

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813
当期変動額					
剰余金の配当			△2,943	△2,943	△2,943
当期純利益			5,788	5,788	5,788
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,845	2,845	2,845
当期末残高	500	2,100	48,819	51,419	70,658

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	360	△1,071	△710	67,103
当期変動額				
剰余金の配当				△2,943
当期純利益				5,788
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	94	14	108	108
当期変動額合計	94	14	108	2,954
当期末残高	454	△1,056	△601	70,057

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

- ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。
6. 引当金の計上基準
(1) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- 過去勤務費用：発生事業年度に損益処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
- なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。
7. 収益及び費用の計上基準
当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- (1) 投資信託委託業務
当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。
- (2) 投資一任業務
当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。
- (3) 投資助言業務
当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。
- (4) 成功報酬
当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。
8. ヘッジ会計の会計処理
(1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。
- (3) ヘッジ方針
自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。
9. グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）
リースに関する会計基準等
・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）
ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

- (1) 概要
国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。
- (2) 適用予定日
2028年3月期の期首より適用予定であります。
- (3) 当該会計基準等の適用による影響
当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

（貸借対照表関係）

※1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
建 物	220	百万円	253	百万円
器具備品	823	〃	942	〃
その他	—	〃	1	〃
計	1,044	〃	1,197	〃

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,367	1,122,459	2023年3月31日	2023年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,943	利益剰余金	981,032	2024年3月31日	2024年6月21日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,943	981,032	2024年3月31日	2024年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	999	利益剰余金	333,333	2025年3月31日	2025年6月23日

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、資金運用については、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

金銭の信託及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針8. ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリ毎に管理しております。

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領に基づき定期的に債権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部について為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデリバティブ取引を利用してしております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-3項を適用した投資信託及び第24-16項を適用した組合出資金等は、次表には含まれておりません（（1）*2、*3及び（注2）、（注4）参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2024年3月31日）

区 分	貸借対照表計上額（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*2)	1,530	16,048	—	17,579
投資有価証券(*3)				
其他有価証券	—	4,517	—	4,517
資産計	1,530	20,565	—	22,096
デリバティブ取引(*4)				
株式関連取引	(268)	(262)	—	(530)
通貨関連取引	—	21	—	21
デリバティブ取引計	(268)	(241)	—	(509)

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額1,017百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は18,596百万円であります。

(*3) 投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額876百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額359百万円）は上記に含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（2025年3月31日）

区 分	貸借対照表計上額（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	2,551	15,662	—	18,214
投資有価証券(*3)				
其他有価証券	—	3,785	—	3,785
資産計	2,551	19,448	—	21,999
デリバティブ取引(*4)				
株式関連取引	(128)	235	—	106
通貨関連取引	—	78	—	78
デリバティブ取引計	(128)	314	—	185

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*3) 投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額887百万円）、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託（貸借対照表計上額1,976百万円）及び第24-16項を適用した組合出資金等（貸借対

照表計上額592百万円）は上記に含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取り扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付していません。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
投資有価証券	876	887
関係会社株式	6,077	6,077

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	14,909	—	—	—
未収委託者報酬	10,943	—	—	—
未収運用受託報酬	5,967	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	1,829	807	—

当事業年度（2025年3月31日）

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,950	—	—	—
未収委託者報酬	12,164	—	—	—
未収運用受託報酬	6,523	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	2,053	2,400	—

(注4) 時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

前事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券 (その他有価証券)	-	-	△23	2,000	1,976	-	1,976	-

(注) 決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが1,976百万円であります。

（有価証券関係）

1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位:百万円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
子会社株式	6,077	6,077

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位:百万円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
その他	3,394	2,593	800
小計	3,394	2,593	800
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
その他	1,123	1,410	△287
小計	1,123	1,410	△287
合計	4,517	4,004	513

当事業年度（2025年3月31日）

（単位:百万円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
その他	3,110	2,402	708
小計	3,110	2,402	708
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
その他	2,651	2,712	△61
小計	2,651	2,712	△61
合計	5,762	5,115	647

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりませ

ん。

なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位:百万円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非上場株式	876	887
組合出資金等	359	592

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位:百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	185	1	33

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位:百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	528	150	17

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2024年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	6,735	—	4	4
	英ポンド	288	—	0	0
	カナダドル	145	—	△0	△0
	スイスフラン	180	—	0	0
	香港ドル	217	—	0	0
	ユーロ	664	—	3	3
合計		8,231	—	10	10

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2025年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	5,575	—	37	37
	英ポンド	141	—	0	0
	カナダドル	118	—	0	0
	スイスフラン	52	—	0	0
	香港ドル	166	—	1	1
	ユーロ	425	—	1	1
	買建				
	米ドル	139	—	△0	△0
	英ポンド	5	—	△0	△0
	カナダドル	6	—	△0	△0
	スイスフラン	5	—	△0	△0
	香港ドル	1	—	△0	△0
	ユーロ	16	—	0	0
合計		6,654	—	41	41

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

(2) 株式関連

前事業年度（2024年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,306	—	△268	△268
店頭	トータルリターンズ ワップ取引 売建	4,184	—	△262	△262
合計		14,490	—	△530	△530

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2025年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	9,848	—	△128	△128
店頭	トータルリターンズ ワップ取引 売建	6,179	—	235	235

合計	16,027	—	106	106
----	--------	---	-----	-----

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2024年3月31日）

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式			
	米ドル		2,126	—	1
	英ポンド		4,586	—	7
	スイスフラン		28	—	0
	香港ドル		83	—	0
	ユーロ		63	—	0
	シンガポールドル		448	—	1
合計			7,337	—	10

当事業年度（2025年3月31日）

当事業年度（2025年5月31日）

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式			
	米ドル		1,947	—	13
	英ポンド		4,700	—	19
	スイスフラン		47	—	0
	香港ドル		122	—	0
	ユーロ		40	—	0
	シンガポールドル		449	—	3
	買建				
	米ドル		16	—	△0
	香港ドル		94	—	△0
合計			7,419	—	36

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	911	993
勤務費用	149	165
利息費用	3	3
数理計算上の差異の発生額	11	△150
退職給付の支払額	△85	△42
簡便法で計算した退職給付費用	1	0
退職給付債務の期末残高	993	970

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	993	970
未認識数理計算上の差異	△17	134
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	975	1,104
退職給付引当金	975	1,104
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	975	1,104

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	149	165
利息費用	3	3
数理差異償却	0	1
簡便法で計算した退職給付費用	1	0
確定給付制度に係る退職給付費用	155	171

(5) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.4%	2.0%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度122百万円、当事業年度134百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	63 百万円	104 百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	220 "	235 "
退職給付引当金損金算入限度超過額	298 "	348 "
税務上の費用認識差額	256 "	94 "
繰延ヘッジ損益	472 "	486 "
その他	78 "	169 "
繰延税金資産 合計	1,390 "	1,437 "
繰延税金負債		
有価証券評価差額	△159 "	△209 "
その他	△35 "	△43 "
繰延税金負債 合計	△194 "	△252 "
繰延税金資産の純額	1,196 "	1,184 "

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が18百万円増加、繰延ヘッジ損益が13百万円増加、その他有価証券評価差額金が5百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が10百万円減少しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	—	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	0.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△0.06%
法人税等還付税額	—	△1.59%
その他	—	△0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	29.01%

(注)前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。
- 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針7. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。
- 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

- 製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 地域ごとの情報
 - 営業収益
内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
 - 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	10,223百万円

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	11,023百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

- (ア) 財務諸表提出会社の親会社
重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- (イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- (ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	三井住友信託銀行（株）	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引	運用受託報酬	9,926	未収運用受託報酬	5,520
							投信販売代行手数料等	10,187	未払手数料	2,482

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- ① 運用受託報酬
各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。
- ② 投信販売代行手数料等
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	三井住友信託銀行（株）	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引	運用受託報酬	10,721	未収運用受託報酬	5,856
							投信販売代行手数料等	11,500	未払手数料	2,813

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- ① 運用受託報酬
各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。
- ② 投信販売代行手数料等
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

- (エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

- (1) 親会社情報
- 前事業年度（2024年3月31日）
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）
- 当事業年度（2025年3月31日）
三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1株当たり純資産額	22,367,677円92銭	23,352,414円83銭
1株当たり当期純利益金額	1,528,527円02銭	1,929,475円95銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2023年4月1日	当事業年度 （自 2024年4月1日
--	-----------------------	-----------------------

	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
当期純利益	4,585百万円	5,788百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	4,585百万円	5,788百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

中間貸借対照表

(単位：百万円)

第40期中間会計期間末

(2025年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金		17,328
金銭の信託		21,058
未収委託者報酬		12,730
未収運用受託報酬		6,346
短期差入証拠金		2,629
その他		3,480
流動資産合計		63,574

固定資産

有形固定資産	※1	480
無形固定資産		
ソフトウェア		7,654
その他		84
無形固定資産合計		7,738

投資その他の資産

投資有価証券		6,744
関係会社株式		6,416
繰延税金資産		1,262
その他		31
投資その他の資産合計		14,455

固定資産合計		22,674
--------	--	--------

資産合計		86,248
------	--	--------

負債の部

流動負債

未払金		8,801
未払法人税等		1,519
賞与引当金		526
その他	※2	1,602
流動負債合計		12,450

固定負債

退職給付引当金		1,141
資産除去債務		154
その他		65
固定負債合計		1,361

負債合計		13,812
------	--	--------

(単位：百万円)

第40期中間会計期間末

(2025年9月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	17,239
資本剰余金合計	17,239
利益剰余金	
利益準備金	500
その他利益剰余金	
別途積立金	2,100
繰越利益剰余金	51,174
利益剰余金合計	53,774
株主資本合計	73,013
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	503
繰延ヘッジ損益	△1,081
評価・換算差額等合計	△577
純資産合計	72,436
負債・純資産合計	86,248

中間損益計算書

(単位：百万円)

第40期中間会計期間

(自 2025年4月1日

至 2025年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	25,098
運用受託報酬	5,803
その他営業収益	198
営業収益合計	31,100
営業費用	
一般管理費	※1 7,553
営業利益	4,473
営業外収益	※2 3,157
営業外費用	※3 2,992
経常利益	4,638
税引前中間純利益	4,638
法人税、住民税及び事業税	1,524
過年度法人税等	△150
法人税等調整額	△89
法人税等合計	1,284
中間純利益	3,354

中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本	
		資本剰余金

	資本金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	48,819	51,419	70,658
当中間期変動額					
剰余金の配当			△999	△999	△999
中間純利益			3,354	3,354	3,354
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）					
当中間期変動額合計	—	—	2,354	2,354	2,354
当中間期末残高	500	2,100	51,174	53,774	73,013

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	454	△1,056	△601	70,057
当中間期変動額				
剰余金の配当				△999
中間純利益				3,354
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	48	△24	23	23
当中間期変動額合計	48	△24	23	2,378
当中間期末残高	503	△1,081	△577	72,436

注記事項

（重要な会計方針）

第40期中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）	
1. 資産の評価基準及び評価方法	
（1）有価証券	
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法によっております。
市場価格のない株式等	時価法によっております。
移動平均法による原価法によっております。	（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法によっております。
移動平均法による原価法によっております。	なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
（2）デリバティブ	時価法によっております。
（3）金銭の信託	時価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	
（1）有形固定資産	
定額法によっております。	
（2）無形固定資産	
定額法によっております。	

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

7. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

第40期中間会計期間末
(2025年9月30日)

※1	有形固定資産の減価償却累計額	1,259百万円
※2	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第40期中間会計期間
(自 2025年4月1日
至 2025年9月30日)

※1	減価償却実施額	
	有形固定資産	62百万円
	無形固定資産	1,102百万円
※2	営業外収益の主要項目	
	金銭の信託運用益	2,976百万円
※3	営業外費用の主要項目	
	デリバティブ費用	2,762百万円
	為替差損	215百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）
第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	999	333,333	2025年3月31日	2025年6月23日

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

第40期中間会計期間末（2025年9月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。
なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-3項を適用した投資信託及び第24-16項を適用した組合出資金等は、次表には含まれておりません（（1）*2及び（注2）、（注3）参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	中間貸借対照表計上額（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	2,966	18,092	—	21,058
投資有価証券(*2)				
その他有価証券	—	3,217	—	3,217
資産計	2,966	21,309	—	24,276
デリバティブ取引(*3)				
株式関連取引	(114)	(134)	—	(249)
通貨関連取引	—	(4)	—	(4)
デリバティブ取引計	(114)	(138)	—	(253)

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) 投資有価証券のうち、非上場株式（中間貸借対照表計上額912百万円）、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託（中間貸借対照表計上額1,987百万円）及び第24-16項を適用した組合出資金等（中間貸借対照表計上額627百万円）は上記に含めておりません。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（2）時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸に

については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取り扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付していません。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

（注2）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次の通りであります。

区分		中間貸借対照表計上額 (単位：百万円)
投資有価証券		912
関係会社株式		6,416

（注3）時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報
第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額と時価とをみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券(その他有価証券)	1,976	-	10	-	1,987	-	1,987	-

（注）決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが1,987百万円であります。

（有価証券関係）

第40期中間会計期間末（2025年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

市場価格のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	6,077
関連会社株式	338
合計	6,416

2. その他有価証券

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	2,833	2,106	727
小計	2,833	2,106	727
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	2,371	2,406	△35
小計	2,371	2,406	△35
合計	5,204	4,512	692

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額912百万円）及び組合出資金等（中間貸借対照表計上額627百万円）は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)通貨関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
----	---------------	---------------------	-------------	---------------

	為替予約取引 売建				
店頭	米ドル	6,208	—	△6	△6
	英ポンド	127	—	0	0
	カナダドル	83	—	0	0
	スイスフラン	46	—	0	0
	香港ドル	152	—	0	0
	ユーロ	342	—	0	0
合計		6,960	—	△5	△5

（注）上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

(2)株式関連

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	11,572	—	△114	△114
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	5,235	—	△134	△134
合計		16,807	—	△249	△249

（注）上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 英ポンド スイスフラン 香港ドル ユーロ	投資有価証券	739 830 31 27 52	— — — — —	△0 1 0 0 0
合計			1,681	—	0

（資産除去債務関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	5,312百万円

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1株当たり純資産額	24,145,344円27銭
1株当たり中間純利益	1,118,322円76銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	3,354百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	3,354百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこ

と。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2026年 3月25日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

- ①名称：三井住友信託銀行株式会社
- ②資本金の額：342,037百万円（2025年3月末日現在）
- ③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） （2025年3月末日現在）	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(参考)再信託受託会社

- ①名称 : 株式会社日本カストディ銀行
- ②設立年月日 : 2000年6月20日
- ③資本金の額 : 51,000百万円（2025年3月末日現在）
- ④事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ⑤再信託の目的 : 原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案及びその注釈、キャッチコピー並びにファンドの基本的性格等を記載することがあります。
- (3) 目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。
 - ① ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
 - ② 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
 - ③ 交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。
 - ④ ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ⑤ ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- (4) 目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。
- (5) 目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (6) 交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットやSNSのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）、名称や利用上の注意事項等を掲載することがあります。また、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
- (7) 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。
- (10) 有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月2日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三 上 和 彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 田 中 洋 一

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月4日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中島紀子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている外国株式インデックス・オープン（SMA専用）の2024年6月26日から2025年6月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、外国株式インデックス・オープン（SMA専用）の2025年6月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファン드는継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月1日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

三 上 和 彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

成 田 慎 一 郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間

財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年3月5日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中島紀子

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている外国株式インデックス・オープン（SMA専用）の2025年6月26日から2025年12月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、外国株式インデックス・オープン（SMA専用）の2025年12月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年6月26日から2025年12月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生

する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。